

## 第2回

# 出雲市・斐川町 合併協議会

---

日時：平成22年6月3日（木）午後3時から  
場所：出雲市今市町 出雲市役所 くにびき大ホール

## 会議資料



## 第2回出雲市・斐川町合併協議会 会議次第

日時：平成22年6月3日（木）午後3時～

会場：出雲市役所 くにびき大ホール

### 開 会

#### 1 会長あいさつ

#### 2 会議録署名委員の指名について

#### 3 議 事

##### (1) 議案事項

議案第10号	合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について	…p7
議案第11号	合併の方式について	…p11
議案第12号	合併の期日について	…p13
議案第13号	新市の名称について	…p15
議案第14号	新市の事務所の位置について	…p17

##### (2) 協議事項

協議第6号	財産及び債務の取扱いについて	…p19
協議第7号	地域審議会等の設置に関することについて	…p23
協議第8号	地方税の取扱いについて	…p31
協議第9号	条例、規則等の取扱いについて	…p43
協議第10号	一部事務組合等の取扱いについて	…p45
協議第11号	使用料、手数料等の取扱いについて	…p67
協議第12号	公共的団体等の取扱いについて	…p73
協議第13号	補助金、交付金等の取扱いについて	…p79
協議第14号	町、字の区域及び名称の取扱いについて	…p89
協議第15号	慣行の取扱いについて	…p97

協議第 16 号	電算システムの取扱いについて	…p101
協議第 17 号	新市基本計画の基本方針について	…p107

#### 4 その他

- ・市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律の概要 (別添)
- ・農業委員会を 2 以上置くことができる根拠法令 …p111
- ・合併協議会だより vol. 1 の発行について …p112
- ・合併協議会ホームページの開設について …p112

#### 閉 会

#### □ 今後の協議会開催予定

- 第 3 回 日時：平成 22 年 6 月 29 日（火）午後 3 時～  
会場：斐川町中央公民館（斐川町大字荘原町）3 階 講義室
- 第 4 回 日時：平成 22 年 7 月 13 日（火）午後 3 時～  
会場：斐川町中央公民館（斐川町大字荘原町）3 階 講義室
- 第 5 回 日時：平成 22 年 7 月 28 日（水）午後 3 時～  
会場：出雲市役所（出雲市今市町）1 階 くまびき大ホール
- 第 6 回 日時：平成 22 年 8 月 11 日（水）午後 3 時～  
会場：出雲市役所（出雲市今市町）1 階 くまびき大ホール
- 第 7 回 日時：平成 22 年 8 月 25 日（水）午後 3 時～  
会場：出雲市役所（出雲市今市町）1 階 くまびき大ホール

出雲市・斐川町合併協議会 委員等名簿

所 属	出 雲 市	斐 川 町
市長・町長	◎ <small>ながおか</small> 長岡 <small>ひでと</small> 秀人	○ <small>かつべ</small> 勝部 <small>かつあき</small> 勝明
議 長	<small>やましろう</small> 山代 <small>ひろし</small> 裕始	<small>なかばやし</small> 中林 <small>のぶお</small> 信夫
議 員	<small>てらだ</small> 寺田 <small>まさひろ</small> 昌弘	<small>くろだ</small> 黒田 <small>みつる</small> 充
	<small>ふくしろ</small> 福代 <small>ひでひろ</small> 秀洋	<small>た た の</small> 多々納 <small>ひろし</small> 弘
学識経験者	<small>ばんだい</small> 萬代 <small>のぶお</small> 宣雄	<small>すとう</small> 周藤 <small>まさお</small> 昌夫
	<small>えだ</small> 江田 <small>こだか</small> 小鷹	<small>おか</small> 岡 <small>まさあき</small> 正明
	<small>たけだ</small> 武田 <small>むつひろ</small> 睦弘	<small>すだ</small> 須田 <small>ひでお</small> 日出男
	<small>まつうら</small> 松浦 <small>つよし</small> 剛司	<small>しょうじ</small> 昌子 <small>よしみ</small> 好見
	<small>わたなべ</small> 渡部 <small>みちこ</small> 美知子	<small>しもで</small> 下手 <small>やすこ</small> 泰子

◎ 会長、○ 副会長

所 属	出 雲 市	斐 川 町
監査委員	<small>かつべ</small> 勝部 <small>いちろう</small> 一郎	<small>おむら</small> 小村 <small>かつとし</small> 克利

出雲市・斐川町合併協議会 幹事会名簿

所 属	氏 名	職 名
出 雲 市	◎ 黒目 俊策	副市長
	河内 幸男	副市長
	伊藤 功	総合政策部長
斐 川 町	○ 吉田 稔	副町長
	高田 茂明	参事

◎ 幹事長、○ 副幹事長

出雲市・斐川町合併協議会 事務局職員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
事務局長	鎌田 靖志	出雲市	総括
参 与	奈良井 浩人	島根県	専門的助言・調整
事務局次長	今岡 範夫	出雲市	(調整1班班長兼務) 総務・企画、財政、議会、消防関係
	川内 章正	斐川町	(調整2班班長兼務) 住民・福祉、教育・文化、産業、 建設・上下水道関係
総務班班長	三浦 俊明	出雲市	基本計画、財政計画、会議運営、 庶務・広報
総務班班員	鬼村 修治	斐川町	
調整1班班員	周藤 学	斐川町	
調整2班班員	園山 博之	出雲市	

## 第2回出雲市・斐川町合併協議会会議録署名委員

	議会選出委員	学識経験委員
市 町 名	斐 川 町	出 雲 市
氏 名		



**議案第 10 号**

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併協定項目及び合併協定項目の調整方針について（協議第 1 号）

出雲市・斐川町合併協議会における合併協定項目及び合併協定項目の調整方針については、別紙のとおりとする。



## 合併協議会における協定項目一覧

NO	協 定 項 目 名
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産及び債務の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
8	地域審議会等の設置に関すること
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
11	特別職の身分の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	組織及び機構の取扱い
14	一部事務組合等の取扱い
15	使用料、手数料等の取扱い
16	公共的団体等の取扱い
17	補助金、交付金等の取扱い
18	町、字の区域及び名称の取扱い
19	慣行の取扱い
20	国民健康保険事業の取扱い
21	介護保険事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	電算システムの取扱い
24	各種事務事業の取扱い
1	総合計画関係
2	広報広聴関係
3	交通政策関係
4	国内・国際交流関係
5	男女共同参画関係
6	行政改革大綱関係
7	情報公開関係
8	儀式・表彰関係
9	選挙関係
10	地域コミュニティ・行政連絡員関係
11	金融機関等の指定関係
12	窓口業務関係
13	保健事業関係
14	病院、診療所関係
15	障害者福祉関係
16	高齢者福祉関係
17	児童福祉関係
18	保育関係
19	その他の福祉関係
20	環境関係
21	人権同和関係
22	農林関係
23	水産関係
24	観光商工関係
25	生涯学習関係
26	文化・スポーツ関係
27	学校教育関係
28	建設関係
29	公営住宅関係
30	上下水道関係
31	都市計画関係
32	建築・景観
33	防災関係
34	新エネルギー・省エネルギー関係
25	新市基本計画関係（財政計画含む）

備考：合併協定項目は、必要に応じ追加・削除できるものとする。

## □合併協定項目の調整方針

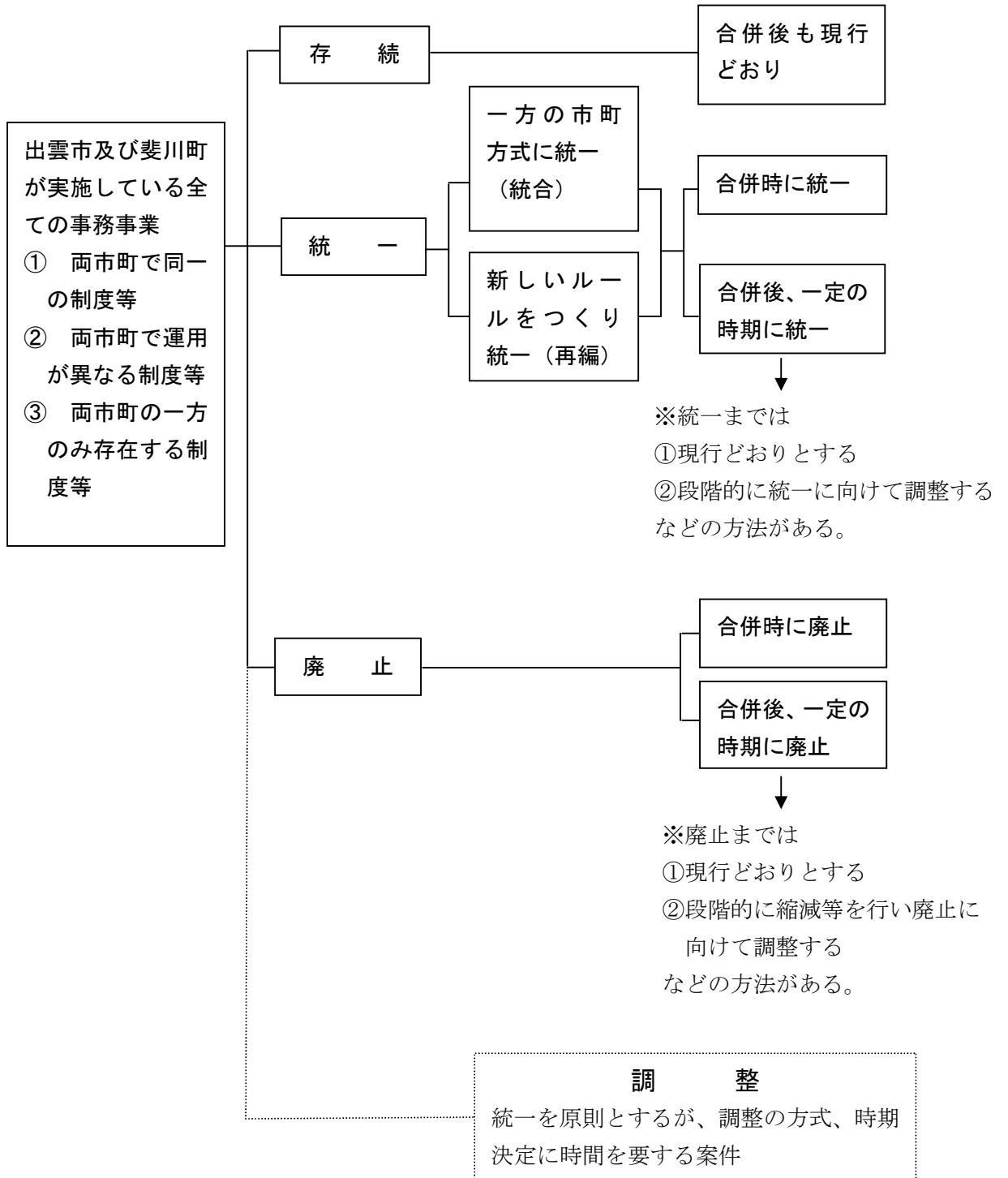
合併協定項目については、両市町で行われている各種行政制度の事務事業の内容を比較し、合併した場合の基本的な方向性など具体的な調整をすることになります。

基本原則	<p>各種事務事業の調整にあたっては、以下の基本原則を踏まえて行われる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 <b>一体性確保の原則</b>（新市移行に際し、住民生活に支障の出ないよう、速やかな一体性の確保に努めること）</li><li>2 <b>住民福祉向上の原則</b>（住民サービス、福祉の向上に努めること）</li><li>3 <b>負担公平の原則</b>（新市において住民負担格差を生じさせないように努めること）</li><li>4 <b>健全な財政運営の原則</b>（新市における健全財政運営の確保に努めること、また、新市の規模に適合した事務事業運営の確保に努めること）</li><li>5 <b>行政改革推進の原則</b>（費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、事務事業の見直しに努めること）</li></ol>
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 <b>調整の基本的な考え方</b> 「合併の是非判断」の具体的協議材料として、また、仮に合併した場合において、関係住民が行政制度の違いにより混乱したり、不利益を受けたりすることがないように、行政制度や事務事業について、事前に、住民生活に及ぼす影響等を含め協議し、その調整の方針等について決定する。 <ol style="list-style-type: none"><li>①これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。</li><li>②合併後のまちづくりによって、新市の住民生活のより一層の向上を図り、新市住民が等しく高い水準の行政サービスが享受できるよう努める。</li><li>③地方分権、地方財政制度の変革など、自治体を取り巻く環境変化への対応について十分留意し、事務事業調整と財政試算を連動させた調整に努める。</li></ol></li><li>2 <b>具体的調整方針</b><ol style="list-style-type: none"><li>①両市町のまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併時に一元化を図るものと、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。</li><li>②合併後一元化させるものについては、必要な経過措置を設けた上、速やかな制度の統一に向け調整するものとする。</li><li>③住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。特に負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。</li><li>④各種事務事業の基本方針を協議することとし、基本的区分は次頁のとおりとする。</li></ol></li></ol>

# 事務事業調整の基本区分

(事務事業の取扱い) (統一の方式)

(時 期)



**議案第 11 号**

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併の方式について（協議第 2 号）

合併協定項目 1. 合併の方式については、次のとおりとする。

出雲市と斐川町の合併は「対等な立場」、「互譲の精神」のもと協議を行い、両市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、地域の一体的な発展と住民福祉の向上をめざすものとする。

法制度上の合併の方式は、斐川町の全区域を出雲市に編入する編入合併とする。

## 資料

### 合併方式を「編入合併」とした主な理由

1. 一般的に人口、世帯、予算規模の大きな市町の各種行政制度に合わせた調整をすることが、合併に伴う影響が住民生活に最も少なく、混乱を回避でき、編入される市町も規模の大きな市町のより充実した制度に合わせることにより、住民サービスの向上が図られる。
2. 2市5町合併協議会において協議された、新市建設計画並びに各種事務事業の調整方針を基本的には踏襲した形で、旧2市4町の合併が行われてきていることから、現在の出雲市の各種行政制度は、斐川町にとっても新市の方向性として大きな違いは生じないと想定される。
3. 新設合併の場合に発生する条例・規則の新たな制定をはじめ、各種事務事業等の調整による制度改正や合併準備事務に係る時間及び経費を大幅に縮減でき、スムーズで効率的な新市への移行が期待できる。
4. 新設合併の場合における首長・議員の設置選挙に係る経費や選出までの50日間の空白期間を生じることがなく、住民サービスに支障が生じない。

**議案第 12 号**

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

合併の期日について（協議第 3 号）

合併協定項目 2. 合併の期日については、次のとおりとする。

合併の期日については、平成 23 年 3 月をめざすものとし、期日の決定は、協議の進捗状況を踏まえ、改めて協議する。



**議案第 13 号**

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

新市の名称について（協議第 4 号）

合併協定項目 3. 新市の名称については、次のとおりとする。

新市の名称は、「出雲市」とする。





**議案第 14 号**

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

新市の事務所の位置について（協議第 5 号）

合併協定項目 4. 新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

新市の事務所の位置は、出雲市今市町 70 番地（現出雲市役所）とする。

現在の斐川町役場については、支所とする。



**協議第 6 号**

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

財産及び債務の取扱いについて

合併協定項目 5. 財産及び債務の取扱いは、次のとおりとする。

斐川町が所有する財産、公の施設及び債務は、全て出雲市に引き継ぐものとする。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

管財ワーキンググループ No.500-1

協議項目		財産及び債務の取扱い					
調整の方針(案)		斐川町が所有する財産、公の施設及び債務は、全て出雲市に引き継ぐものとする。					
記載事項	項目	現況(平成20年度 一般会計・特別会計・公営企業会計決算書附属資料による)					
		出雲市	斐川町				
記	載	事	項	単	位	合	計
土地	行政財産	本庁舎	㎡	51,644		9,522	61,166
		消防庁舎施設 その他の行政機関	㎡	41,533		10,405	51,938
	公共用	学校	㎡	69,347			69,347
		公営住宅	㎡	957,347		207,871	1,165,218
		公園	㎡	246,020		35,785	281,805
		その他施設	㎡	1,668,851		412,576	2,081,427
	計	㎡	1,991,851		1,386,846	3,378,697	
	普通財産	計	㎡	5,026,593		2,063,005	7,089,598
		山林	㎡	34,140,336		8,187,170	42,327,506
		宅地	㎡	285,615		21,917	307,532
その他		㎡	251,112		46,280	297,392	
計		㎡	34,677,063		8,255,367	42,932,430	
(土地)計		㎡	39,703,656		10,318,372	50,022,028	
建物	行政財産	本庁舎	㎡	47,725		4,965	52,690
		消防庁舎施設 その他の行政機関	㎡	13,896		2,335	16,231
	公共用	学校	㎡	10,994			10,994
		公営住宅	㎡	248,991		39,415	288,406
		公園	㎡	99,956		11,896	111,852
		その他施設	㎡	20,858		1,210	22,068
	計	㎡	255,037		45,143	300,180	
	普通財産	㎡	697,457		104,964	802,421	
	計	㎡	20,517		3,245	23,762	
	(建物)計		㎡	717,974		108,209	826,183
山林	所有	㎡	34,140,336		8,187,170	42,327,506	
	分収	㎡	14,179,756		916,116	15,095,872	
計	㎡	48,320,092		9,103,286	57,423,378		
物権	地上権	㎡	5,646,042			5,646,042	
	泉源権	件	14		1	15	
	商標権	件	2			2	
	著作権	件	23			23	
無体財産権	車両	台	446		101	547	
	株券	千円	784,741		54,700	839,441	
出資による権利	株券	千円	728,050		183,513	911,563	
	債権	千円	2,413,839		186,228	2,600,067	
公営事業の財産	水道事業会計の財産	千円	38,939,619			38,939,619	
	市立病院会計の財産	千円	7,122,699			7,122,699	
計	千円	46,062,318			46,062,318		

出雲市・斐川町合併協議会事務局

協議項目		財産及び債務の取扱い				
調整の方針		斐川町が所有する財産、公の施設及び債務は、全て出雲市に引き継ぐものとする。				
記載事項		現況(平成20年度決算)				
記載事項		単位	出雲市 H17国調人口 146,307	斐川町 H17国調人口 27,444	合計 H17国調人口 173,751	備考
地方債H20年度末 現在高	普通会計	千円	133,506,584	15,038,579	148,545,163	
	普通会計以外 計	千円	75,965,949	18,984,230	94,950,179	
1人当たり現在高	普通会計	千円/人	209,472,533	34,022,809	243,495,342	
	公営企業会計 計	千円/人	913	548	855	
普通交付税算入額	普通会計	千円	76,356,739	8,546,607	84,903,346	
	公営企業会計 計	千円	31,572,638	10,057,206	41,629,844	
1人当たり算入額	普通会計	千円/人	107,929,377	18,603,813	126,533,190	
	公営企業会計 計	千円/人	522	311	489	
差引実質負担額	普通会計	千円	216	366	240	
	公営企業会計 計	千円/人	738	678	728	
1人当たり負担額	普通会計	千円	57,149,845	6,491,972	63,641,817	
	公営企業会計 計	千円	44,393,311	8,927,024	53,320,335	
債務負担行為H21 以降の支出予定額	普通会計	千円	101,543,156	15,418,996	116,962,152	
	普通会計以外 計	千円/人	391	237	366	
1人当たり支出予定額	普通会計	千円/人	303	326	306	
	公営企業会計 計	千円/人	694	562	673	
基金H20年度末 現在高	普通会計	千円	3,103,910	5,274,558	8,378,468	
	普通会計以外 計	千円	0	0	0	
1人当たり現在高	普通会計	千円	3,103,910	5,274,558	8,378,468	※付属資料①
	普通会計以外 計	千円/人	21	192	48	
1人当たり現在高	普通会計	千円	10,295,619	1,894,541	12,190,160	
	普通会計以外 計	千円	1,147,748	273,870	1,421,618	
1人当たり現在高	普通会計	千円	11,443,367	2,168,411	13,611,778	※付属資料②
	普通会計以外 計	千円/人	70	69	70	
1人当たり現在高	普通会計	千円/人	8	10	8	
	普通会計以外 計	千円/人	78	79	78	

附属資料① 債務負担、債務保証の内訳

普通会計

(単位:千円)

区 分	出雲市 H17国調人口 146,307	斐川町 H17国調人口 27,444	合計 H17国調人口 173,751
<b>1. 物件の購入等に係るもの</b>	<b>984,745</b>	<b>638,303</b>	<b>1,623,048</b>
(1) 土地の購入に係るもの	226,037	638,303	864,340
(2) 建造物の購入に係るもの	758,708	0	758,708
(3) その他の物件の購入に係るもの	0	0	0
(4) 製造・工事の請負に係るもの	0	0	0
<b>2. 債務保証又は損失補償に係るもの</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 地方三公社に係るもの	0	0	0
(2) その他に係るもの	0	0	0
<b>3. その他</b>	<b>2,119,165</b>	<b>4,636,255</b>	<b>6,755,420</b>
(1) 利子補給等に係るもの	578,111	4,051,360	4,629,471
ア 農林水産関係に係るもの	13,588	3,904,757	3,918,345
イ 商工関係に係るもの	0	0	0
ウ 住宅関係に係るもの	0	0	0
エ その他	564,523	146,603	711,126
(2) その他に係るもの	1,541,054	584,895	2,125,949
<b>合 計</b>	<b>3,103,910</b>	<b>5,274,558</b>	<b>8,378,468</b>
人口1人当たりの債務負担額	21	192	48

※平成20年度地方財政状況調査による。

附属資料② 基金の内訳

区 分	出雲市 H17国調人口 146,307	斐川町 H17国調人口 27,444	合計 H17国調人口 173,751	
財政調整基金	1,977,437	554,551	2,531,988	
減債基金	958,172	290,694	1,248,866	
その他特定目的基金	1. 庁舎等の建設	1,096,251	39,372	1,135,623
	2. 国際化の推進	52,590		52,590
	3. 地域基盤整備の推進	169,233		169,233
	4. 社会福祉の充実	234,240		234,240
	5. 保健医療の充実			0
	6. 環境保全対策の推進	329,574	3,503	333,077
	7. 産業の振興	86,658		86,658
	8. 教育・文化・スポーツの振興	195,212	327	195,539
	9. その他	3,266,934	356,051	3,622,985
	計	5,430,692	399,253	5,829,945
定額運用基金	1. 土地開発基金(土地)	1,323,299	639,863	1,963,162
	(現金・預金)	536,471	10,180	546,651
	(貸付金)	69,548		69,548
	2. その他			0
計	1,929,318	650,043	2,579,361	
普通会計外基金	国民健康保険	311,917	75,389	387,306
	介護保険	712,935	153,184	866,119
	水道			0
	下水道		17,757	17,757
	サイクリング・ターミナル	59,734		59,734
	簡易水道		7,506	7,506
	国民宿舎			0
	農業集落排水		20,034	
	風力発電事業	63,162		63,162
計	1,147,748	273,870	1,421,618	
<b>合 計</b>	<b>11,443,367</b>	<b>2,168,411</b>	<b>13,611,778</b>	
人口1人当たり(千円/人)	78	79	78	

※平成20年度地方財政状況調査による。なお、普通会計外基金については、平成20年度特別会計・企業会計決算書による。  
- 22 - 第2回出雲市・斐川町合併協議会資料

**協議第7号**

地域審議会等の設置に関することについて、次のとおり協議する。

平成22年6月3日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

地域審議会等の設置に関することについて

合併協定項目8. 地域審議会等の設置に関することについては、次のとおりとする。

- 1 出雲市の例により斐川町の区域に、地域住民の意見を行政に反映させ、住民との連携の強化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の4の規定に基づく地域自治区を設置する。
- 2 地域自治区の設置に関し必要な事項を別表のとおり定める。

参考資料：別紙のとおり



## 地域協議会 別表

### 1 地域自治区

- (1) 地域住民の意見を行政に反映させ、かつ行政と住民との連携の強化を図るため、地方自治法第202条4の規定に基づき、斐川町の区域に地域自治区を設ける。
- (2) 地域自治区の名称は斐川地域自治区とする。
- (3) 地域自治区の事務所は、斐川支所とする。
- (4) 支所は、地域協議会と連携して、地域まちづくり計画の策定と実施に務める。
- (5) 合併時における区域内の効果的な事務処理や地域の意見に配慮した施策を執行するため、支所長（事務所の長）は、理事職の事務吏員をもって充てる。
- (6) 地域自治区については、必要に応じ、制度を評価して見直しを図るものとする。

### 2 地域協議会

- (1) 斐川地域自治区に、地域協議会を置く。
- (2) 地域協議会の名称は、斐川地域協議会とする。
- (3) 地域協議会の構成員は、斐川地域自治区内に住所を有する者のうちから、市長が選任する。
- (4) 地域協議会の構成員は、20人程度とする。
- (5) 地域協議会の役割等
  - ①当該地域住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見及び要望の調整並びに取りまとめを行うとともに、支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に務めるものとする。
  - ②次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。
    - ア. 支所が所掌する事務に関する事項
    - イ. 市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
    - ウ. 当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
  - ③市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
    - ア. 基本構想等に関する事項
    - イ. 公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項
  - ④市長その他市の機関は、当該地域協議会の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

## 《地域協議会に関する法令》…地方自治法(昭和22年法律第67号)

### 第四節 地域自治区

(地域自治区の設置)

**第二百二条の四** 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

**第二百二条の五** 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

**第二百二条の六** 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

**第二百二条の七** 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

**第二百二条の八** この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

**第二百二条の九** この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

○出雲市地域自治区の設置に関する条例

(平成 17 年出雲市条例第 21 号)

改正 平成 20 年 12 月 17 日条例第 67 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 202 条の 4 の規定に基づき、地域住民の意見を行政に反映させ、住民との連携の強化を図るため、本市の区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設置する。

2 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
出雲地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における出雲市の区域
平田地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における平田市の区域
佐田地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における佐田町の区域
多伎地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における多伎町の区域
湖陵地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における湖陵町の区域
大社地域自治区	出雲市のうち、平成 17 年 3 月 21 日における大社町の区域

(事務所)

第 2 条 地域自治区に、事務所を置く。

2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
出雲地域自治区事務所	出雲市今市町 70 番地	出雲地域自治区の区域
平田地域自治区事務所	出雲市平田町 951 番地 1	平田地域自治区の区域
佐田地域自治区事務所	出雲市佐田町反辺 1747 番地 6	佐田地域自治区の区域
多伎地域自治区事務所	出雲市多伎町小田 74 番地 1	多伎地域自治区の区域
湖陵地域自治区事務所	出雲市湖陵町二部 1320 番地	湖陵地域自治区の区域
大社地域自治区事務所	出雲市大社町杵築南 1395 番地	大社地域自治区の区域

3 地域自治区の事務所は、出雲市支所設置条例(平成 17 年出雲市条例第 20 号)に規定する支所(以下「支所」という。)とする。

(地域協議会の設置)

第 3 条 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の名称は、次のとおりとする。

地域自治区	名称
出雲地域自治区	出雲地域協議会
平田地域自治区	平田地域協議会

佐田地域自治区	佐田地域協議会
多伎地域自治区	多伎地域協議会
湖陵地域自治区	湖陵地域協議会
大社地域自治区	大社地域協議会

(地域協議会の組織)

第4条 各地域協議会は、委員おおむね20人で組織する。

- 2 委員は、それぞれの地域自治区の区域内に住所を有する者で、公共的団体が推薦するもの又は識見を有するものうちから、市長が選任する。
- 3 市長は、前項の規定による委員の選任にあたっては、当該地域自治区の住民の多様な意見を適切に反映させ、かつ、地域の事情に配慮するものとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域協議会の会長及び副会長)

第5条 地域協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、地域協議会の委員の任期による。
- 3 会長は、地域協議会の事務を掌理し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長又は副会長が、次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の決するところにより解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
  - (2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の役割等)

第6条 地域協議会は、当該地域住民及び諸団体と連携を図り、地域の意見及び要望の調整並びに取りまとめを行うとともに、支所と協働して地域まちづくり計画の策定と実施に努めるものとする。

- 2 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他市の機関に意見を述べることができる。
  - (1) 支所が所掌する事務に関する事項
  - (2) 市が処理する当該地域自治区の区域に係る事務に関する事項
  - (3) 当該地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 3 市長は、次に掲げる市の施策に関する重要事項で、当該地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合には、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。
  - (1) 基本構想等(新市建設計画を含む。)に関する事項
  - (2) 公の施設の設置及び廃止並びに管理のあり方に関する事項

4 市長その他市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務めるものとする。

3 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(連絡会議)

第8条 地域協議会間の広域的な連携、連絡調整等を図るため、地域協議会連絡会議を置く。

2 地域協議会連絡会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

第9条 地域協議会の庶務は、支所において処理するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(施行時の委員の選任)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に選任する委員は、合併前の出雲市長、平田市長、佐田町長、多伎町長、湖陵町長及び大社町長が推せんした者を選任する。

(施行時の地域協議会の招集)

3 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開く地域協議会の会議については、市長が招集する。

附 則(平成20年12月17日条例第67号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

○出雲市地域自治区の設置に関する条例施行規則

(平成 17 年出雲市規則第 14 号)

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号平成 19 年 3 月 1 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市地域自治区の設置に関する条例(平成 17 年出雲市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、地域自治区の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域まちづくり計画)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する地域まちづくり計画は、次に掲げる事項について定めた計画とする。

- (1) 当該地域住民が地域のまちづくりのため、自ら取り組むコミュニティ活動に関する事項
- (2) 地域振興のため地域住民と行政が協働して取り組む事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(連絡会議)

第 3 条 地域協議会連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、各地域協議会の会長及び副会長で組織する。

2 連絡会議に会長及び副会長を置き、互選により定める。

(庶務)

第 4 条 地域協議会連絡会議の庶務は、地域振興部自治振興課において処理するものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 1 日規則第 15 号)

この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。



## 協議第 8 号

地方税の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 地方税の取扱いについて

合併協定項目 9. 地方税の取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 税証明手数料

(1) 市税その他公課に関する証明手数料及び閲覧手数料は、合併時から出雲市の例により 1 件について 200 円に統一する。

(2) 租税特別措置法第 7 2 条（所有権保存登記）、第 7 3 条（所有権移転登記）、第 7 4 条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料については、合併時から出雲市の例により 1 件について 1,300 円に統一する。

#### 2 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税については、両市町同じ税額又は税率であるため現行のとおりとする。

#### 3 出雲市が独自に実施する予定である新築住宅に対する固定資産税の課税免除については、合併時から斐川町においても出雲市の制度を適用する。

#### 4 都市計画税については、現在出雲市が旧出雲市の都市計画区域用途地域のみにおいて所在する土地及び家屋について 0.1% を適用しており、新市においても現行のとおり適用する。新市全体における都市計画税のあり方については、今後の都市計画事業等の事業計画を考慮しながら検討する。よって、現段階では斐川町の都市計画区域用途地域に都市計画税を適用しない。

参考資料：別紙のとおり



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

税務ワーキンググループ No.1-1

協議項目		協議細目	
地方税の取扱い			
調整の方針		別紙のとおり	
現		況	
出	雲	斐	川
市	町	町	町
<p><b>1. 税証明等手数料</b></p> <p>① 市税その他公課に関する証明 1件 200円</p> <p>② 租税特別措置法72条～74条証明 1件 1,300円</p> <p>③ 臨時運行許可証 1件 750円</p> <p>④ 閲覧手数料 1件 200円</p>	<p><b>1. 税証明等手数料</b></p> <p>① 市税その他公課に関する証明 1件 300円</p> <p>② 租税特別措置法72条～74条証明 1件 300円</p> <p>③ 臨時運行許可証 1件 750円</p> <p>④ 閲覧手数料 1件 300円</p>	<p><b>1. 税証明等手数料</b></p> <p>① 市税その他公課に関する証明及び閲覧の手数料については、合併時から出雲市の例により1件について200円に統一する。</p> <p>② 租税特別措置法第72条(所有権保存)、第73条(所有権移転登記)、第74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明手数料については、合併時から出雲市の例により1件につき1,300円に統一する。</p> <p>③ 臨時運行許可手数料については、両市町とも750円であるので、現行どおりとする。</p> <p>④ 閲覧手数料について、公図の写しについては1筆を1件とするが、地番が複数にまたがる場合は該当するものを全部を1件と数え200円に統一する。名寄帳・課税台帳の写しに関しては3枚を1件として200円、3枚の倍数に応じて200円ずつ加算することで統一する。土地台帳については1冊200円に統一する。</p>	<p><b>1. 税証明等手数料</b></p> <p>① 市税その他公課に関する証明及び閲覧の手数料については、合併時から出雲市の例により1件について200円に統一する。</p> <p>② 租税特別措置法第72条(所有権保存)、第73条(所有権移転登記)、第74条(抵当権設定登記)に係る住宅用家屋証明手数料については、合併時から出雲市の例により1件につき1,300円に統一する。</p> <p>③ 臨時運行許可手数料については、両市町とも750円であるので、現行どおりとする。</p> <p>④ 閲覧手数料について、公図の写しについては1筆を1件とするが、地番が複数にまたがる場合は該当するものを全部を1件と数え200円に統一する。名寄帳・課税台帳の写しに関しては3枚を1件として200円、3枚の倍数に応じて200円ずつ加算することで統一する。土地台帳については1冊200円に統一する。</p>
<p><b>2. 督促手数料</b></p> <p>① 手数料の額 1件 100円</p>	<p><b>2. 督促手数料</b></p> <p>① 手数料の額 1件 100円</p>	<p><b>2. 督促手数料</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>	<p><b>2. 督促手数料</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>
<p><b>3. 個人市民税</b></p> <p>① 均等割税率 3,000円/年 (標準税率) 非課税基準額 28,000円</p> <p>② 所得割税率 標準税率 非課税基準額 350,000円</p>	<p><b>3. 個人市民税</b></p> <p>① 均等割税率 3,000円/年 (標準税率) 非課税基準額 28,000円</p> <p>② 所得割税率 標準税率 非課税基準額 350,000円</p>	<p><b>3. 個人市民税</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>	<p><b>3. 個人市民税</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>
<p><b>4. 法人市民税</b></p> <p>① 均等割税率 制限税率 (標準税率×1.2)</p> <p>② 法人税割税率 制限税率14.7%</p>	<p><b>4. 法人市民税</b></p> <p>① 均等割税率 制限税率 (標準税率×1.2)</p> <p>② 法人税割税率 制限税率14.7% (標準税率×1.2)</p>	<p><b>4. 法人市民税</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>	<p><b>4. 法人市民税</b></p> <p>両市町で同一であるため、現行のとおりとする。</p>

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

税務ワーキンググループ No.1-2

協議項目		協議細目	
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目		協議細目	
調整の方針		調整の具体的内容	
現		況	
出雲市		斐川町	
5. 固定資産税の税率	① 税率 1.5%	5. 固定資産税の税率	① 税率 1.5%
6. 固定資産税の不均一課税	① 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 0.75%	6. 固定資産税の不均一課税	① 鉄道軌道整備法（一畑電鉄） 対象なし
	② 国際観光ホテル整備法（5か年度） ・対象資産 家屋 ・税率 1.15%		② 国際観光ホテル整備法 対象なし
	③ 半島振興法（3か年度） ・対象資産 土地、家屋、償却資産 ・税率 初年度0.14% 2年度0.35% 3年度0.70%		③ 半島振興法 対象なし
7. 固定資産税の課税免除	① 農村地域工業等導入促進法（3か年度） （H21年12月末で期間終了⇒現在経過期間中） ・対象資産 土地、家屋、償却資産	7. 固定資産税の課税免除	① 農村地域工業等導入促進法（3か年度） （H21年12月末で期間終了⇒現在経過期間中） ・対象資産：土地、家屋、償却資産
	② 低開発地域工業等促進法（3か年度） ・対象資産 土地、家屋、償却資産		② 対象なし
	③ 過疎地域自立促進法（3か年度） ・対象資産 土地、家屋、償却資産		③ 対象なし
	④ 企業立地促進法（3か年度） ・対象資産 土地、家屋、償却資産		④ 企業立地促進法（3か年度） ・対象資産 土地、家屋、償却資産
	⑤ 市単独新築住宅課税免除制度（6月条例化予定）		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

税務ワーキンググループ No.1-3

協議項目		協議細目	
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目	地方税の取扱い		
調整の方針	別紙のとおり		
現 状		調 整 の 具 体 的 内 容	
出 雲 市	斐 川 町		
<b>8. 軽自動車税</b> ① 税率 制限税率（標準税率×1.2）  <b>9. 都市計画税</b> ① 納税義務者 都市計画区域のうち用途区域内に所在する土地及び家屋の所有者 ② 税率 0.1% ③ 課税標準額 固定資産の価格 ④ 納期 固定資産の納期に同じ	<b>8. 軽自動車税</b> ① 税率 制限税率（標準税率×1.2）  <b>9. 都市計画税</b> 該当なし（用途地域あり）	<b>8. 軽自動車税</b> 両市町で同一であるため、現行のとおりとする。  <b>9. 都市計画税</b> 都市計画税については、現在出雲市が旧出雲市の都市計画区域用途地域のみが存在する土地及び家屋について0.1%を適用しており、新市においても現行のとおり適用する。新市全体における都市計画税のあり方については、今後の都市計画事業等の事業計画を考慮しながら検討する。よって、現段階では斐川町の都市計画区域用途地域に都市計画税を適用しない。	
<b>10. 入湯税及び入湯税の課税免除</b> ① 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 ② 税率 1人1日につき150円 ③ 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 ・公衆、共同浴場の入湯客 ・宿泊を伴わない利用料金1,050円以下	<b>10. 入湯税及び入湯税の課税免除</b> ① 納税義務者 鉱泉浴場における入湯客 ② 税率 1人1日につき150円 ③ 課税免除 ・年齢12歳未満の者 ・学校教育上の行事で教職員に引率される生徒 ・公衆、共同浴場の入湯客 ・宿泊を伴わない利用料金1,050円以下	<b>10. 入湯税及び入湯税の課税免除</b> 両市町で同一であるため、現行のとおりとする。	
<b>11. 口座振替制度</b> ① 制度の有無 あり ② 振替回数 再振替なし ③ 対象 ・市税（市県民税、固定資産税・都市計画税）	<b>11. 口座振替制度</b> ① 制度の有無 あり ② 振替回数 再振替なし ③ 対象 ・市税（市県民税、固定資産税・都市計画税）	<b>11. 口座振替制度</b> 両市町で同一であるため、現行のとおりとする。	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

税務ワーキンググループ No.1-4

協議項目	地方税の取扱い	協議細目
調整の方針	別紙のとおり	
	現	斐川町
<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険料</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> <li>・介護保険料</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税</li> <li>・国民健康保険料</li> <li>・後期高齢者医療保険料</li> <li>・介護保険料</li> </ul>
	出雲市	調整の具体的内容

## 新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度について

### ◆制度の概要

#### 目的

緊急経済対策として、市内業者による新築住宅の固定資産税の負担軽減（課税免除）を図ることにより、住民の住宅需要が喚起され、住宅建設による地域経済の活性化や一層の定住促進を図る。

#### 制度の内容

**対象住宅**：市内業者が建設した床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下の新築住宅（併用住宅の場合は、住宅部分が 1 / 2 以上）で、平成 22 年 1 月 2 日から平成 25 年 1 月 1 日までの間に完成したもの

**適用期間**：対象家屋に新たに固定資産税が課税されることとなった年度から 3 年度間

**軽減内容**：住宅部分の床面積 120 m<sup>2</sup>（120 m<sup>2</sup>未満の場合はその面積）に相当する固定資産税額について、地方税法附則第 15 条の 6 又は第 15 条の 7 の規定により減額された残りの額全額を免除する。

＝計算例＝

#### 【床面積が 165 m<sup>2</sup>（約 50 坪）の 1 戸建専用住宅の例】

課税初年度の評価額（課税標準額）が 7 万円 / m<sup>2</sup>と仮定すると、税額は、税率 1.5% で計算すると 1,050 円 / m<sup>2</sup>となる。

よって

軽減適用前算出税額： 165 m <sup>2</sup> × 1,050 円 = 173,250 円 (A)		
床面積 120 m <sup>2</sup> までの部分の 120 m <sup>2</sup>		120 m <sup>2</sup> 超の 部分の 45 m <sup>2</sup>
軽減適用前算出税額：120 m <sup>2</sup> × 1,050 円 = 126,000 円 (B)		
法附則 15 条の 6 又は 7 適用 による軽減額： 120 m <sup>2</sup> × 1,050 円 × 1 / 2 = 63,000 円 (C)	単独市条例適用 による課税免除額： (B) - (C) = 63,000 円	納税額： (A) - (B) = 47,250 円

3 年間の軽減額と課税免除額の合計：

126,000 円 × 3 年 = 378,000 円（内、条例課税免除分 189,000 円）

## 課税免除制度の説明

### I. この課税免除制度の趣旨

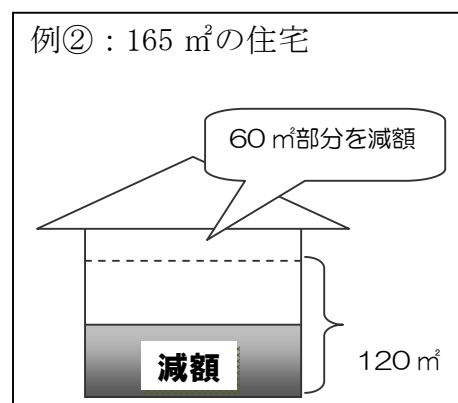
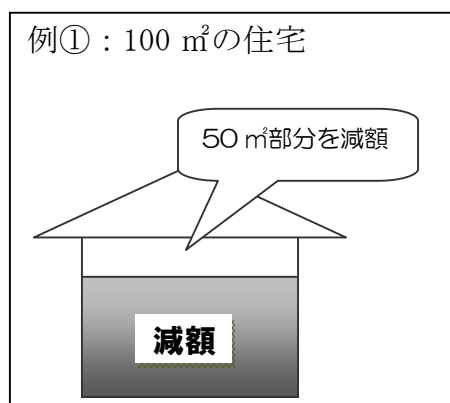
この制度は新築住宅の取得を支援することにより、地域経済の活性化と定住促進を図ることを目的として創設した、市独自の制度である。

### II. 固定資産税の減額範囲

◆**～平成21年**【地方税法の新築住宅に係る固定資産税の減額を受ける場合】

①50㎡以上 120㎡以下の住宅 ⇒ 固定資産税を3年間1/2に減額

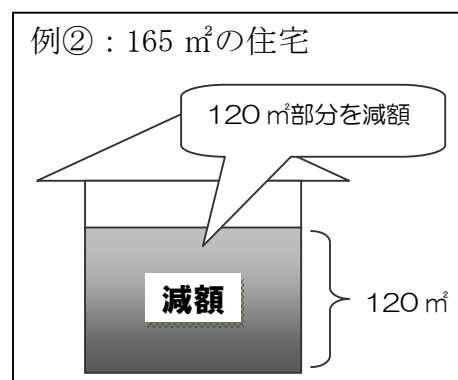
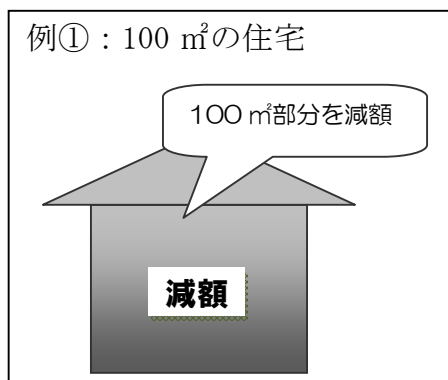
②120㎡超 280㎡以下の住宅 ⇒ 120㎡までの部分の固定資産税を3年間1/2に減額



◆**平成22年～**【地方税法+出雲市条例の新築住宅に係る固定資産税の減額】

①50㎡以上 120㎡以下の住宅 ⇒ 固定資産税を3年間全て免除

②120㎡超 280㎡以下の住宅 ⇒ 120㎡までの部分の固定資産税を3年間全て免除



### Ⅲ. 出雲市独自の課税免除を受ける要件

1. 平成22年1月2日～平成25年1月1日までの間に新築された住宅
2. 地方税法による新築軽減の適用を受けることのできる対象住宅であること（※）
3. 市内に本店又は営業所を有する法人（法人設立（開設）届出書を提出している業者）  
又は市内に住所を有する個人が施工した住宅であること
4. 新築住宅の課税免除の申請の日時点において、市税等の滞納がないこと
5. 適用を受けようとする住宅が、賃貸住宅または賃貸マンションでないこと

なお、課税免除の決定を受けたのち、毎年度固定資産税及び都市計画税の第1期の納期限の日現在において市税等に滞納がある場合は課税免除を取り消すものとする。

＜上記4の場合も含め、滞納は、住宅の所有者のものに限るものとする。＞

#### （※）地方税法による新築軽減の適用を受ける要件

①専用住宅や併用住宅であること

（併用住宅については居住部分の割合が1/2以上のものに限られる）

②居住用部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

③新築住宅であること

（構造上・利用上独立していて、玄関・トイレ・台所があること）

## 地方税の概要

### 1 市民税

市民税は県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれ、次のとおりである。

#### ①個人市民税

個人の市民税と県民税は、納税義務者や税額計算のもととなる所得金額などが同じため、納税義務者が便利のように市が県民税も合せて課税し、合算して納めてもらう制度になっている。

##### (ア) 均等割

個人の市民税 3,000円、個人の県民税 1,000円+水と緑の森づくり税500円

H17～H27

##### (イ) 所得割

個人の市民税 6%、個人の県民税 4%

※標準税率：地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率

#### ②法人市民税

##### (ア) 均等割

法人市民税の均等割は、所得の有無にかかわらず課税される。標準税率は、資本金等の額と従業者数に応じて9段階に分かれており、制限税率は120%で、両市町とも税率は制限税率を適用している。

区 分	標準税率(年額)
1 次に掲げる法人 ア 公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの(独立行政法人で収益事業を行うものを除く。) イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの オ 資本金等の額が1,000万円以下で、従業者数が50人以下のもの	5万円
2 資本金等の額が1,000万円以下で、従業者数が50人を超えるもの	12万円
3 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業者数が50人以下であるもの	13万円
4 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下で、従業者数が50人を超えるもの	15万円
5 資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人以下であるもの	16万円
6 資本金等の額が1億円を超え10億円以下で、従業者数が50人を超えるもの	40万円
7 資本金等の額が10億円を超え、従業者数が50人以下であるもの	41万円
8 資本金等の額が10億円を超え50億円以下で、従業者数が50人を超えるもの	175万円
9 資本金等の額が50億円を超え、従業者数が50人を超えるもの	300万円

##### (イ) 法人税割

法人市民税の法人税割は、原則として国に納付する法人税額に、市で定められている税率を乗じて計算する。標準税率は12.3%、制限税率は14.7%で、両市町とも税率は14.7%である。

※制限税率：地方公共団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率



## 2 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋や償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産の所有者である。評価は固定資産評価基準に基づき行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定、税率を乗じて算出する。標準税率は1.4%で、両市町とも1.5%を適用している。

※償却資産：工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却資産、自動車税や軽自動車税がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

## 3 都市計画税(出雲市のみ)

都市計画税は、都市計画区域のうち、市街化区域内等の土地及び家屋にかかる税金で、都市計画事業や土地地区画整理事業に要する費用に充てられる。税額の計算方法は、固定資産税とほぼ同じである。制限税率は、0.3%となっているが、現在、出雲市が、用途地域の土地及び家屋に対し、0.1%課税している。

## 4 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日に現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、税率は両市町とも、制限税率(標準税率の120%)で、車種、総排気量などにより1台当たりの年額で定められており、たとえば、50cc以下の原動機付自転車は、年額1,200円、自家用の軽四輪乗用車は、年額8,600円である。

種 類		標 準 税 率(年額)			
原 動 機 付 自 転 車	①総排気量0.05ℓ以下または定格出力0.6kw以下		1,000円		
	②二輪のもので総排気量0.05ℓを超え0.09ℓ以下または定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの		1,200円		
	③二輪のもので総排気量0.09ℓを越えるものまたは定格出力0.8kwを越えるもの		1,600円		
	④三輪以上のうち一定のもので、総排気量0.02ℓを超えるものまたは定格出力0.8kwを超えるもの		2,500円		
軽 自 動 車	小 型 特 殊	①二輪のもの		2,400円	
		②三輪のもの		3,100円	
		乗 用	営業用	5,500円	自家用
	貨 物		営業用	3,000円	自家用
二 輪 の 小 型 自 動 車		4,000円			

## 5 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられた税金で、土地の保有及び取得にかかるものがある。納税義務者は、一定規模以上の土地を保有したり、取得している者である。税額は、土地の取得価額に税率を乗じ、その額から、固定資産税や不動産取得税に相当する額を差し引いて計算する。税率は両市町とも、保有1.4%、取得3%である。

平成15年度以降においては、現下の経済情勢等にかんがみ、特別土地保有税を停止し、新たな課税は実施しないことになっている。

## 6 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、道府県税、市町村税が含まれている。納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者(輸入業者)、卸売販売業者であり、市町村たばこ税率は法律において定められた一定税率で、平成18年7月1日から、1,000本につき3,298円、旧3級品は1,564円である。平成20年10月1日からは、1,000本につき4,618円、旧3級品は2,190円となることになっている。

## 地方税の取扱いに関する法令

### ○市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年 5 月 26 日法律第 59 号）

（地方税に関する特例）

第 16 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

### ○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（地方団体の課税権）

第 2 条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定に形式）

第 3 条 地方公共団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課することができる税目）

第 5 条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

6 市町村は、前 2 項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

(公益等による不均一課税免除及び不均一課税)

第 6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一課税をすることができる。

(受益による不均一課税及び一部課税)

第 7 条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継)

第 8 条の 2 市町村の廃置分合があつた場合（次条第 1 項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によって、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

(第 2 項から第 4 項 省略)

**協議第 9 号**

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目 1 2. 条例、規則等の取扱いは、次のとおりとする。

条例、規則等については、出雲市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、必要に応じ条例、規則等の制定、または一部改正を行うものとする。

参考資料：別紙のとおり

## 1 編入合併における条例・規則等の取扱い

### 原則

編入される市町村の法人格が消滅するため、編入される市町村で制定した条例、規則等は失効することになる。そのため、編入する市町村の条例、規則等を適用し、合併に伴う必要な制定及び改正を行うこととなる。

<参考> 両市町の例規の件数（平成22年6月1日現在）

	出雲市	斐川町
例規数	条 例	205件
	規 則	199件
	規 程	26件
	要 綱	24件
	その他	20件
	計	474件
	355件	
	366件	
	132件	
	375件	
	15件	
	1,243件	

## 協議第 10 号

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

一部事務組合等の取扱いについて

合併協定項目 1 4. 一部事務組合等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 島根県市町村総合事務組合、島根県後期高齢者医療広域連合  
出雲市と斐川町が加入している島根県市町村総合事務組合及び島根県後期高齢者医療広域連合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。
- 2 斐川宍道水道企業団  
斐川町が加入している斐川宍道水道企業団については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合に加入する。
- 3 出雲地区ふるさと市町村圏協議会、出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会、出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会  
出雲市と斐川町とで組織している出雲地区ふるさと市町村圏協議会、出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会、出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会については、合併の日の前日をもって解散する。
- 4 消防業務、ごみ処理、し尿・浄化槽汚泥処理、火葬場  
出雲市と斐川町の消防事務の委託、可燃性一般廃棄物処理事務の委託、し尿・浄化槽汚泥処理事務の委託、湖西斎場の事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。
- 5 土地開発公社  
(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期日までに解散する。

- (2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。
- (3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。
- (4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置等については、合併時まで調整する。

参考資料：別紙のとおり

両市町及び両市町の一部が加入している一部事務組合等の状況

1. 一部事務組合等

組合等の名称	構成団体	備考
島根県市町村総合事務組合	島根県内のすべての市町村	<p>組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 市町村振興に係る広域的な事業の実施に関する事務</p> <p>(2) 島根県市町村振興センターの設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(3) 職員及び議会議員の共同研修機関の設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(4) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p> <p>(5) 非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務（出雲市は除く）</p>
斐川六道水道企業団	松江市・斐川町	水道事業に関する事務

2. 広域連合

広域連合の名称	構成団体	備考
島根県後期高齢者医療広域連合	島根県内のすべての市町村	<p>広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 被保険者の資格管理に関する事務</p> <p>(2) 医療給付に関する事務</p> <p>(3) 保険料の賦課に関する事務</p> <p>(4) 保健事業に関する事務</p> <p>(5) その他制度施行に関する事務</p>



3. 地方自治法第252条の2の規定に基づく協議会

協議会の名称	構成団体	備考
出雲地区ふるさと市町村圏協議会	出雲市・斐川町	出雲地区のふるさと市町村圏計画に関する事務
出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会	出雲市・斐川町	南神立橋区間の管理に関する事務
出雲市及び斐川町斐伊川用水対策協議会	出雲市・斐川町	斐伊川の農業用水に関する事務

4. 斐川町が出雲市に委託している事務

事務の種類	内容
消防業務	消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。）
ごみ処理	可燃性一般廃棄物の受付に関する事務並びに焼却及び焼却残渣の処理に関する事務
し尿・浄化槽汚泥処理	し尿・浄化槽汚泥処理に関する事務の管理及び執行
火葬場	湖西斎場に関する事務の管理及び執行

5. その他

名称	構成団体	備考
出雲市土地開発公社	出雲市	公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行う。
斐川町土地開発公社	斐川町	公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行う。

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.810-1

協議項目		協議細目	
一部事務組合等の取扱い		島根県市町村総合事務組合	
調整の方針			
出雲市と斐川町が加入している島根県市町村総合事務組合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。			
現		況	
出	雲	斐	川
市	町	町	町
<p>1. 設立年月日 平成3年5月24日</p> <p>2. 設立趣旨(共同処理事務) 旧島根自治会館の老朽狭険化に伴う新たな市町村振興の中核的施設建設にあわせ、次に掲げる事務を共同処理するため島根県全市町村をもって組織し、設立された一部事務組合。</p> <p>(1) 市町村振興に係る広域的な事業の実施に関する事務 各種市町村振興事業</p> <p>(2) 島根県市町村振興センターの設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(3) 職員及び議会議員の共同研修機関の設置、管理及び運営に関する事務 研修事業</p> <p>(4) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p> <p>3. 平成21年度経常負担金 4,589,880円</p>	<p>1. 設立年月日 平成3年5月24日</p> <p>2. 設立趣旨(共同処理事務) 旧島根自治会館の老朽狭険化に伴う新たな市町村振興の中核的施設建設にあわせ、次に掲げる事務を共同処理するため島根県全市町村をもって組織し、設立された一部事務組合。</p> <p>(1) 市町村振興に係る広域的な事業の実施に関する事務 各種市町村振興事業</p> <p>(2) 島根県市町村振興センターの設置、管理及び運営に関する事務</p> <p>(3) 職員及び議会議員の共同研修機関の設置、管理及び運営に関する事務 研修事業</p> <p>(4) 常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務</p> <p>(5) 非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害の認定及び審査に関する事務</p> <p>3. 平成21年度経常負担金 958,435円</p>	<p>出雲市と斐川町が加入している島根県市町村総合事務組合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。</p>	
調整の具体的内容			

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.11300-1

協議項目		一部事務組合等の取扱い		協議細目	島根県後期高齢者医療広域連合
調整の方針		出雲市と斐川町が加入している島根県後期高齢者医療広域連合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。			
		調整の具体的内容			
		現況			
		出雲市	斐川町		
【設立年月日】 平成19年2月1日	【設立年月日】 平成19年2月1日				
【構成団体】 県内全市町村	【構成団体】 県内全市町村				
【組織】 (1)議会 ①議員定数 10人 〔構成〕市長 3人 町村長 3人 市議会議員 2人 町村議会議員 2人	【組織】 (1)議会 ①議員定数 10人 〔構成〕市長 3人 町村長 3人 市議会議員 2人 町村議会議員 2人				
②選出方法 関係団体又は一定数の市町村長、議員から推薦があった者を候補者とし、関係市町村議会で選挙(間接選挙)	②選出方法 関係団体又は一定数の市町村長、議員から推薦があった者を候補者とし、関係市町村議会で選挙(間接選挙)				
(2)機関 ①広域連合長 構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票により選挙(間接選挙)	(2)機関 ①広域連合長 構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票により選挙(間接選挙)				
②副広域連合長 広域連合長が広域連合議会の同意を得て選任	②副広域連合長 広域連合長が広域連合議会の同意を得て選任				
③選挙管理委員会 4人の選挙管理委員をもって組織	③選挙管理委員会 4人の選挙管理委員をもって組織				
④監査委員 2人の監査委員を配置	④監査委員 2人の監査委員を配置				
					出雲市と斐川町が加入している島根県後期高齢者医療広域連合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

健康・医療ワーキンググループ No.11300-2

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	島根県後期高齢者医療広域連合
調整の方針	出雲市と斐川町が加入している島根県後期高齢者医療広域連合については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退する。		
<b>現 況</b>			
<p><b>【職員】</b> 事務局 事務局長-総務課・業務課(20名体制) 会計管理者(兼務←市町村) (事務局長として出雲市より3名派遣)</p> <p><b>【事業内容】</b> 法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次の事務を処理 (1)被保険者の資格管理に関する事務 (2)医療給付に関する事務 (3)保険料の賦課に関する事務 (4)保健事業に関する事務 (5)その他制度施行に関する事務</p>	<p><b>【職員】</b> 事務局 事務局長-総務課・業務課(20名体制) 会計管理者(兼務←市町村) (事務局長として斐川町より1名派遣)</p> <p><b>【事業内容】</b> 法律に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次の事務を処理 (1)被保険者の資格管理に関する事務 (2)医療給付に関する事務 (3)保険料の賦課に関する事務 (4)保健事業に関する事務 (5)その他制度施行に関する事務</p>	調整の具体的内容	
<p><b>【財政】</b> 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる (1)関係市町村の負担金 ①共通経費 負担割合:均等割10% 被保険者割45% 人口割45% ②医療給付に要する経費 各市町村の給付費割100% ③保険料その他の納付金 各市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額 (2)事業収入 (3)国及び県の支出金</p>	<p><b>【財政】</b> 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる (1)関係市町村の負担金 ①共通経費 負担割合:均等割10% 被保険者割45% 人口割45% ②医療給付に要する経費 各市町村の給付費割100% ③保険料その他の納付金 各市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額 (2)事業収入 (3)国及び県の支出金</p>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No.510-1

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	斐川水道企業団																														
調整の方針	斐川町が加入している斐川水道企業団については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の一部事務組合に加入する。																																
<b>現 況</b>																																	
【構成団体】	斐川町と松江市宍道町で構成	【特別職】 企業長 斐川町長 副企業長 松江市長																															
【根拠法令】	地方自治法、地方公営企業法、水道法	【一般職員】 11名 (斐川町派遣職員9名、松江市派遣職員2名)																															
【設立】	斐川村と宍道町の共同事業により昭和34年12月に厚生大臣から広域簡易水道事業の認可を受け、斐川町大字出西地内に取水井2井を水源として、計画給水人口28,000人、1日最大給水量4,620m <sup>3</sup> とする斐川村宍道町水道組合が発足し、昭和36年8月11日から通水し供用を開始した。また平成17年3月31日には、宍道町が松江市と合併し新松江市となり新しい企業団へ移行し、名称も『斐川町宍道町水道企業団』から『斐川水道企業団』に変更となった。	【議会】 水道企業団議会9名(斐川町6名、松江市3名)																															
【事務所の位置】	斐川町大字上庄原1749番地1	【監査委員】 2名(議員1名、有識者1名)																															
【組織】	職員定数 14名 現在人員 局長 1名 次長 1名 補佐 2名 係長 1名(経営管理係、工務係) 係員 6名(管理係1名、工務係5名) 計 11名	【事業概要】	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単位</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政区域内人口</td> <td>人</td> <td>37,794</td> </tr> <tr> <td>給水件数</td> <td>件</td> <td>12,168</td> </tr> <tr> <td>給水人口</td> <td>人</td> <td>35,372</td> </tr> <tr> <td>配水能力</td> <td>m<sup>3</sup>/日</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>1日最大配水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>17,137</td> </tr> <tr> <td>1日平均配水量</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>14,044</td> </tr> <tr> <td>年間総配水量(A)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>5,125,945</td> </tr> <tr> <td>年間有収量(B)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>4,633,877</td> </tr> <tr> <td>有収率(B/A)</td> <td>%</td> <td>90.4</td> </tr> </tbody> </table>		単位	平成21年度	行政区域内人口	人	37,794	給水件数	件	12,168	給水人口	人	35,372	配水能力	m <sup>3</sup> /日	22,000	1日最大配水量	m <sup>3</sup>	17,137	1日平均配水量	m <sup>3</sup>	14,044	年間総配水量(A)	m <sup>3</sup>	5,125,945	年間有収量(B)	m <sup>3</sup>	4,633,877	有収率(B/A)	%	90.4
	単位	平成21年度																															
行政区域内人口	人	37,794																															
給水件数	件	12,168																															
給水人口	人	35,372																															
配水能力	m <sup>3</sup> /日	22,000																															
1日最大配水量	m <sup>3</sup>	17,137																															
1日平均配水量	m <sup>3</sup>	14,044																															
年間総配水量(A)	m <sup>3</sup>	5,125,945																															
年間有収量(B)	m <sup>3</sup>	4,633,877																															
有収率(B/A)	%	90.4																															

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

上下水道ワーキンググループ No.510-2

<b>協議項目</b>	<b>一部事務組合等の取扱い</b>
<b>協議細目</b>	斐川水道企業団

斐川町が加入している斐川水道企業団については、斐川町は、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加する。

## 現 況

**【決算状況】**  
賃借対照表 平成21年3月31日

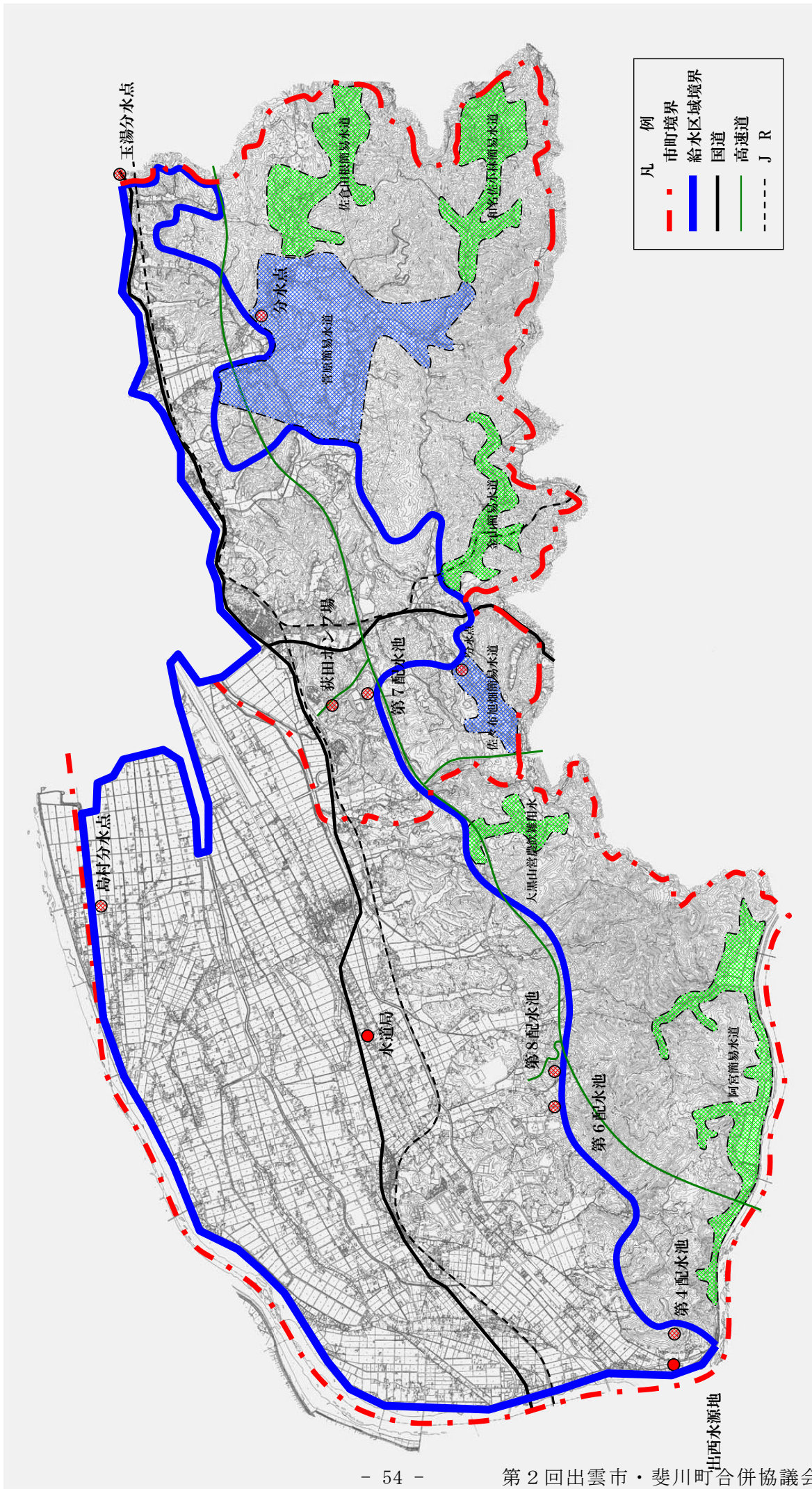
科 目	借		方		構成比(%)
	金額(円)		金額(円)		
固定資産	6,133,559,676				84.9
有形固定資産	5,879,044,711				81.4
土地	301,578,169				4.2
建物	311,601,519				4.3
構築物	4,831,157,979				66.9
機械及び装置	261,719,889				3.7
車両運搬具	1,807,907				0.0
工具器具及び備品	25,017,223				0.3
建設仮勘定	146,162,025				2.0
投資	254,514,965				3.5
投資有価証券	4,965				0.0
出資金	110,000				0.0
長期貸付金	254,400,000				3.5
流動資産	1,088,807,969				15.1
現金預金	941,944,062				13.1
未収金	140,399,106				1.9
貯蔵品	6,464,801				0.1
資産合計			7,222,367,645		100.0

平成21年3月31日

科 目	貸		構成比(%)
	金額(円)		
固定負債	17,419,290		0.2
引当金	17,419,290		0.2
流動負債	85,802,559		1.2
未払金	85,802,559		1.2
(負債合計)	(103,221,849)		(2.4)
資本金	4,271,645,123		59.2
自己資本	633,547,043		8.8
借入資本	3,638,098,080		50.4
剰余金	2,847,500,673		39.4
資本剰余金	2,120,609,414		27.3
受贈財産評価額	115,000		0.0
寄付金	479,208		0.0
負担金	429,384,420		5.9
工事負担金	140,870,765		2.0
加 入 金	540,501,113		7.5
補償費	1,231,000		0.0
他会計負担金	1,008,027,908		14.0
利益剰余金	726,891,259		10.1
減債積立金	597,414,866		8.3
未処分利益剰余金	129,476,393		1.8
(資本合計)	(7,119,145,796)		(98.6)
負債資本合計	7,222,367,645		100.0



斐川水道水道企業団 管内図



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.800

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	出雲地区ふるさと市町村圏協議会
調整の方針	出雲市と斐川町とで組織している出雲地区ふるさと市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって解散する。		
<b>現 況</b>			
<b>出 雲 市</b>		<b>斐 川 町</b>	
<p><b>1. 構成団体</b> 出雲市・斐川町</p> <p><b>2. 組織</b> 会長1名：出雲市副市長 委員3名：斐川町副町長、出雲市部長、斐川町参事</p> <p><b>3. 職員</b> 出雲市長の補助機関の職員から選任</p> <p><b>4. 監事</b> 監事1名：出雲市代表監査委員</p> <p><b>5. 事業内容</b> 出雲地区ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施 ポイ捨て禁止推進事業、国際交流推進事業、 観光文化振興事業 等</p> <p><b>6. 基金残高</b> ・基金 2,462,367,046 円(H22.3.31 現在) 内訳：出雲市分 2,106,316,488 円</p>	<p><b>1. 構成団体</b> 出雲市・斐川町</p> <p><b>2. 組織</b> 会長1名：出雲市副市長 委員3名：斐川町副町長、出雲市部長、斐川町参事</p> <p><b>3. 職員</b> 出雲市長の補助機関の職員から選任</p> <p><b>4. 監事</b> 監事1名：出雲市代表監査委員</p> <p><b>5. 事業内容</b> 出雲地区ふるさと市町村圏計画に基づく事業の実施 ポイ捨て禁止推進事業、国際交流推進事業、 観光文化振興事業 等</p> <p><b>6. 基金残高</b> ・基金 2,462,367,046 円(H22.3.31 現在) 内訳：斐川町分 356,050,558 円</p>	<p><b>調整の具体的内容</b></p> <p>出雲市と斐川町とで組織している出雲地区ふるさと市町村圏協議会については、合併の日の前日をもって解散する。</p>	



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

建設ワーキンググループ No.4300

協議項目		協議細目	調整の具体的内容
一部事務組合等の取扱い			出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会
出雲市と斐川町とで組織している出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会については、合併の日の前日をもって解散する。			
調整の方針		現況	調整の具体的内容
	出雲市	斐川町	
1. 構成団体 出雲市、斐川町	1. 構成団体 出雲市、斐川町	1. 構成団体 出雲市、斐川町	出雲市と斐川町とで組織している出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会については、合併の日の前日をもって解散する。
2. 組織 法定協議会(地方自治法252条の2) 会長:出雲市 副会長:斐川町 事務局:出雲市(道路河川維持課)	2. 組織 法定協議会(地方自治法252条の2) 会長:出雲市 副会長:斐川町 事務局:出雲市(道路河川維持課)	2. 組織 法定協議会(地方自治法252条の2) 会長:出雲市 副会長:斐川町 事務局:出雲市(道路河川維持課)	
3. 特別職 該当なし	3. 特別職 該当なし	3. 特別職 該当なし	
4. 委員 6名(うち出雲市3名)	4. 委員 6名(うち出雲市3名)	4. 委員 6名(うち斐川町3名)	
5. 職員 都市建設部長(会長)外 委員及び事務局員	5. 職員 都市建設部長(会長)外 委員及び事務局員	5. 職員 都市建設部長(会長)外 委員及び事務局員	
6. 監事 2名(出雲市監査委員、斐川町監査委員)	6. 監事 2名(出雲市監査委員、斐川町監査委員)	6. 監事 2名(出雲市監査委員、斐川町監査委員)	
7. 事業内容 南神立橋区間の管理 (照明灯点検・修繕、路面清掃、舗装補修等)	7. 事業内容 南神立橋区間の管理 (照明灯点検・修繕、路面清掃、舗装補修等)	7. 事業内容 南神立橋区間の管理 (照明灯点検・修繕、路面清掃、舗装補修等)	



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

消防ワーキンググループ No.7500-1

協議項目	一部事務組合等の取扱い		協議細目	消防事務
調整の方針	出雲市と斐川町の消防事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。			
現		斐川町		
出雲市		斐川町		
<p><b>1. 受委託事務の範囲</b>                      (1) 斐川町における消防事務(消防団に関する事務、消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務並びに水防に関する事務を除く。)                      (2) 「火薬取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス保安法の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく高根県知事の権限に属する事務のうち出雲市が処理する事務</p> <p><b>2. 受委託事務の管理及び執行</b>                      出雲市の条例及び規則その他の規程の定めによる。</p> <p><b>3. 受委託期間</b>                      協定施行の日(平成20年3月22日)から起算して3年以内に限るものとする。</p> <p><b>4. 委託費負担方法</b>                      (1) 一般経費分委託費は、出雲市消防本部(斐川消防署を含む。)の常備消防予算額(国庫補助金等の財源を除く。)に、斐川町の負担率を乗じて得た額とする。                      【平成21年度一般経費分委託費は、272,145千円(見込)】                      (2) 負担率は、地方交付税上で算出する消防費の基準財政需要額による割合とする。                      負担率(%) = 斐川町の消防費基準財政需要額 ÷ (出雲市と斐川町の消防費基準財政需要額の合計額)                      【平成21年度斐川町負担率は、16.70%】</p>		<p>調整の具体的内容</p> <p>出雲市と斐川町との受委託契約は解消され、新市一体での業務となる。</p>		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

消防ワーキンググループ No.7500-2

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	消防事務
調整の方針	出雲市と斐川町の消防事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。		
現 出 雲 市		況 斐 川 町	
<p>(3)事務費は、10,000 千円(定額)とする。                      (4)旧消防組合解散前の地方債償還額を償還期限まで負担する。                      【平成 21 年度負担額は、878 千円(平成 21 年度で完済)】                      (5)平成 21 年度委託費総額(見込)                      283,023 千円(271,145 千円+10,000 千円+878 千円)</p>		調整の具体的内容	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.8000

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	可燃物一般廃棄物処理事務
調整の方針	出雲市と斐川町の可燃物一般廃棄物処理事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。		
出雲市		斐川町	
現		況	
<p><b>1. 委託事務の範囲</b> 斐川町から排出される可燃性一般廃棄物（燃えるごみ）の処理</p> <p><b>2. 委託金額（H21年度）</b> 負担金 84,172,327円 （内訳） 管理費 47,105,756円 周辺整備 1,664,460円 建設費 33,596,943円 進入路整備費1,805,168円</p> <p><b>3. 根拠法令</b> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・出雲エネルギーセンターにおける可燃性一般廃棄物の処理に関する協定</p>		<p>出雲市と斐川町との受委託契約は解消され、新市一体での業務となる。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.8010

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	し尿・浄化槽汚泥処理事務
調整の方針	出雲市と斐川町のし尿・浄化槽汚泥処理事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。		
現		斐川町	
出雲市		斐川町	
<p><b>1. 委託事務の範囲</b> 斐川町から排出されるし尿・浄化槽汚泥の処理</p> <p><b>2. 委託金額 H21 年度</b> 負担金 48,706,279円 (内訳) 管理費 29,806,189円 周辺整備 792,193円 建設費 18,067,221円 旧出雲衛生処理場費 40,676円</p> <p><b>3. 根拠法令</b> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・出雲環境センターにおけるし尿・浄化槽汚泥の処理に関する協定</p>		<p>出雲市と斐川町との受委託契約は解消され、新市一体での業務となる。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

環境ワーキンググループ No.7200

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	湖西斎場の事務
調整の方針	出雲市と斐川町の湖西斎場の事務の委託については、合併の日の前日をもって解消する。		
現 状		斐 川 町	
出 雲 市		調 整 の 具 体 的 内 容	
<p><b>1. 委託事務の範囲</b> 湖西斎場の管理運営に関する業務</p> <p><b>2. 委託金額</b> (1)湖西斎場の管理運営に関する経費(運営費－使用料＋事務人経費)×利用件数割合 (2)湖西斎場建設費元利償還金に係る負担金1/2 (3)周辺整備費の市償還元金に係る負担金1/2及び償還利子に係る負担金1/2 ※周辺整備とは、市道さざら池線整備、市道口宇賀西代線整備</p> <p><b>3. 根拠法令</b> (1)斐川町と出雲市との湖西斎場の管理運営に関する協定書(平成17年3月22日) (2)平田市・斐川町火葬場組合が設置する火葬場の整備に伴い、平田市長が施行する平田市道路改良事業の費用負担についての覚書(平成15年9月24日)</p>		<p>出雲市と斐川町との受委託契約は解消され、新市一体での業務となる。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

管財ワーキンググループNo.600-1

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	土地開発公社
調整の方針	<p>(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期日までに解散する。</p> <p>(2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。</p> <p>(4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員配置等については、合併までに調整する。</p>		
<b>現 況</b>			
(平成22年4月1日現在)			
会社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社	
	財政課 管財室 公有財産係	商工観光課 企業振興雇用対策室	
担当課・係	1名(財政課長兼務)	1名(土地開発公社職員)	
職務局長	1名		
公社職員	5名(市職員4名、都市公社1名)		
兼務職員		1名	
嘱託職員		2名	
職員人数	7名	町長	
理事長	副市長		
副理事長	副議長		
常務理事	財政部長		
理事	市議会議員(4名) 都市建設部長 都市計画調整監	副町長 町議会議員(3名) 商工観光課長 総務課長 企画財政課長 土木課長	
理事人数	9名	9名	
監事	市議会議員(1名) 会計管理者	町代表監査委員 議会選出監査委員	
監事人数	2名	2名	
役員人数	11名	11名	



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

管財ワーキンググループ No.600-2

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目																					
調整の方針	<p>(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期日までに解散する。</p> <p>(2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。</p> <p>(4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置等については、合併時までに調整する。</p>																						
現況																							
(平成22年4月1日現在)																							
<p>定款</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名称</th> <th>出雲市土地開発公社</th> <th>斐川町土地開発公社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本財産</td> <td>500万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>事業年度</td> <td>4月1日～3月31日</td> <td>4月1日～3月31日</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>理事12名以内 (理事長1名、副理事長1名、常務理事1名) 監事2名</td> <td>理事9名以内 (内理事長1名) 監事2名以内</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>2年</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>理事会</td> <td>理事長が認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったとき。</td> <td>2回以上/年度</td> </tr> </tbody> </table>	会社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社	基本財産	500万円	500万円	事業年度	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	役員	理事12名以内 (理事長1名、副理事長1名、常務理事1名) 監事2名	理事9名以内 (内理事長1名) 監事2名以内	任期	2年	2年	理事会	理事長が認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったとき。	2回以上/年度	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>運営業務の現状</td> <td> <p>1. 設立団体からの依頼に基づく事業用地等の先行取得</p> <p>2. 公有用地の管理、処分</p> <p>3. 完成土地の管理、処分</p> </td> <td> <p>1. 取得依頼に基づく用地先行取得及び造成</p> <p>2. 公有用地の処分</p> <p>3. 完成土地の管理、売却</p> </td> </tr> </tbody> </table>	運営業務の現状	<p>1. 設立団体からの依頼に基づく事業用地等の先行取得</p> <p>2. 公有用地の管理、処分</p> <p>3. 完成土地の管理、処分</p>	<p>1. 取得依頼に基づく用地先行取得及び造成</p> <p>2. 公有用地の処分</p> <p>3. 完成土地の管理、売却</p>
会社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社																					
基本財産	500万円	500万円																					
事業年度	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日																					
役員	理事12名以内 (理事長1名、副理事長1名、常務理事1名) 監事2名	理事9名以内 (内理事長1名) 監事2名以内																					
任期	2年	2年																					
理事会	理事長が認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったとき。	2回以上/年度																					
運営業務の現状	<p>1. 設立団体からの依頼に基づく事業用地等の先行取得</p> <p>2. 公有用地の管理、処分</p> <p>3. 完成土地の管理、処分</p>	<p>1. 取得依頼に基づく用地先行取得及び造成</p> <p>2. 公有用地の処分</p> <p>3. 完成土地の管理、売却</p>																					

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

管財ワーキンググループ No.600-3

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目	土地開発公社
調整の方針	<p>(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期日までに解散する。                      (2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。                      (3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。                      (4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置等については、合併時までに調整する。</p>		
<b>現 況</b>			
【平成20年度決算状況（損益計算書）】			
公社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社	単位：円
1. 総収益	775,647,594	194,463,316	
(A) うち事業外収益	75,556,041	22,602,206	
2. 総費用及び原価	779,932,950	166,840,903	
(B) うち販売費及び一般管理費	25,756,510	13,274,755	
事業外費用	16,304	12,133,816	
3. 特定利益 (C)	10,000,000	0	
4. 特別損失 (D)	-	26,580,176	
5. 当期損益 (A)-(B)+(C)±(D)	5,714,644	1,042,237	
【平成20年度決算状況（貸借対照表その1）】			
公社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社	単位：円
流動資産の部	320,120,469	34,102,666	
(1)現金及び預金	22,441,938	554,685,000	
(2)事業未収金	641,836,642	0	
(3)公有用地	-	423,102,019	
(4)代行用地	216,596,550	223,557,067	
(5)完成土地	-	898,637,250	
(6)開発中土地	11,259	0	
(7)前払費用	12,210	0	
(8)仮払金	1,201,019,068	2,134,084,002	
計	5,258,060	111,354	
固定資産計	1,206,277,128	2,134,195,356	
資産合計			

# 出雲市合併協議会の調整方針

管財ワーキンググループ No.600-4

協議項目	一部事務組合等の取扱い	協議細目
調整の方針	<p>(1) 出雲市土地開発公社を存続し、斐川町土地開発公社は、合併の期日までに解散する。</p> <p>(2) 解散する斐川町土地開発公社の所有する財産、債務は、出雲市土地開発公社に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 新市の出雲市土地開発公社については、定款を変更する。</p> <p>(4) 新市の出雲市土地開発公社の事務所の位置及び職員の配置等については、合併時までに調整する。</p>	
	現況	
	【平成20年度決算状況（貸借対照表その1）】	
	単位：円	
公社名称	出雲市土地開発公社	斐川町土地開発公社
負債の部		
(1)未払金	21,744,990	296,500
(2)短期借入金	684,290,396	225,000,000
(3)未払費用	175,213	0
(4)前受金	2,090,000	614,000
(5)預り金	957,476	0
流動負債計	709,259,075	225,910,500
(1)長期借入金	-	1,658,685,000
(2)退職給与引当金	43,550,580	3,748,500
(3)特定引当金	70,185,928	0
(4)長期預り金	0	12,067,100
固定負債計	113,736,508	1,674,500,600
負債合計	822,994,583	1,900,411,100
資本の部		
基本財産	5,000,000	5,000,000
資本金計	5,000,000	5,000,000
(1)前年度繰越準備金	372,567,901	227,742,019
(2)当年度利益準備金計	5,714,644	1,042,237
資本合計	378,282,545	228,784,256
負債、資本合計	1,206,277,128	2,134,195,356

## 協議第 11 号

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目 15. 使用料、手数料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。
- 2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。

参考資料：別紙のとおり

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.1-1

協議項目		使用料、手数料等の取扱い		協議細目	
調整の方針		<p>1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。</p>			
現況(平成22年度 当初予算一般会計・特別会計)		歳入科目使用料及び手数料に予算計上されている使用料の項目と予算額		調整の具体的内容	
記載事項		出雲市		斐川町	
一般会計		(単位:千円)			
総務使用料	行政財産使用料 教育財産使用料 生活バス使用料 定住促進空き家活用住宅家賃収入 くすのき会館使用料 児童クラブ使用料	7,120 386 21,800 1,290 672 91,374	行政財産使用料 駐車場使用料 複写機等使用料 自動販売機設置使用料	4,940 4,410 45 382	1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。 2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。
保健衛生使用料	屋内ゲートボール場使用料 共同墓地使用料 出雲斎場使用料 湖西斎場使用料 事業用地等使用料(出雲エネルギーセンター分)	2,100 610 21,800 11,500 2,42	墓地使用料 まめながー番館使用料	400 10	
労働使用料	勤労青少年ホーム使用料 働く婦人の家使用料	310 130			
農林水産業使用料	就業改善センター使用料 農道水路等占有料 俣原ダムかんがい用水使用料 漁港施設占有料	120 420 1,800 1,718	農村婦人の家使用料	1,698	
商工使用料	旧天社駅使用料 レンタサイクル使用料 神門通り交通広場使用料 ご縁広場・みせん広場使用料	137 350 60 512	給湯使用料 温泉スタンド使用料 出雲いのすの丘施設使用料 貸工場使用料 企業化支援センター使用料	5,400 1,560 10 4,383 160	
土木使用料	道路占有料 堤とう使用料 都市公園使用料 市営住宅家賃収入 住宅駐車場使用料 電柱等敷地使用料 防災施設使用料	33,400 3,300 1,200 292,510 19,650 250 73	公営住宅使用料 道路河川等使用料 斐川公園使用料 公営住宅駐車場使用料	70,216 4,400 30 1,134	
消防使用料	科学館施設使用料 光人塾指導料 幼稚園使用料 市民会館使用料 出雲文化伝承館使用料 スナノオホール使用料 コミュニケーションセンター使用料 宍道湖西岸利便施設使用料 多伎体育館使用料 多伎勤労者体育センター使用料 出雲ドーム関連施設使用料	668 36 93,280 1,272 3,636 277 288 50 250 150 3,510	小学校使用料 中学校使用料 幼稚園保育料 中央公民館使用料 電柱使用料 荒神谷博物館施設使用料	120 800 21,905 2,000 30 232	
計		618,251		124,265	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.1-2

協議項目		使用料、手数料等の取扱い		協議細目	
調整の方針		<p>1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体的な確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。</p>			
現況(平成22年度 当初予算一般会計・特別会計)		出雲市		斐川町	
記載事項		調整の具体的内容			
特別会計		(単位:千円)			
簡易水道事業	水道使用料	292,203			6,900
	行政財産使用料	4			
下水道事業	下水道使用料	1,072,600			235,000
農業・漁業集落排水事業	農業集落排水施設使用料	233,000			90,000
	漁業集落排水施設使用料	28,400			306
	浄化槽設置事業	36,110			
	ご縁ネット事業	65,758			
	企業用地造成事業	12			
	電柱敷地料	2,484			
	企業用地造成事業	51,000			
	駐車場事業	10,000			
計		1,791,571			332,206
企業会計		(単位:千円)			
病院					
水道	水道使用料	2,165,441			水道・メーター使用料
計		2,165,441			0
合計		4,575,263			456,471

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.2-1

協議項目		使用料、手数料等の取扱い		協議細目	
調整の方針	<p>1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。</p>				
現況(平成22年度)	当初予算	一般会計	特別会計	歳入科目	使用料及び手数料の項目と予算額
記載事項	出雲市	斐川町			
一般会計	(単位:千円)				
総務手数料	督促手数料 証明手数料 臨時運行許可申請手数料 戸籍住民登録手数料 公的個人認証サービス手数料	3,000 9,200 750 47,000 180	税務関係証明等手数料 自動車臨時運行許可申請手数料 徴税督促手数料 戸籍手数料 住民基本台帳関係手数料 印鑑登録証明手数料 その他証明手数料	2,000 450 500 4,625 4,053 3,000 186	1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。 2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。
民生手数料			がん検診徴収金	1,476	
衛生手数料	ごみ処理手数料 ごみ収集手数料 一般廃棄物処理業許可手数料 し尿処理手数料 畜大登録手数料 狂犬予防注射済票交付手数料	323,913 285,000 216 48,000 1,859 4,416	一般廃棄物処理業等許可申請手数料 狂犬病予防(鑑札)手数料 ごみ袋販売代金 粗大ごみ搬入手数料 築地松葉菊散布手数料	100 825 450 35,700 420 1,222	
農林水産業手数料	農業委員会諸証明手数料 鳥獣飼養許可手数料 船員法事務手数料	50 13 3	農業青年金業務受託手数料	600	
土木手数料	道路関係証明手数料 地籍調査証明手数料 用途地域関係証明手数料 都市計画図手数料 開発行為許可等手数料 建築確認手数料 建築許可申請手数料 屋外広告物許可手数料 高圧ガス製造施設立入検査等手数料	2 16 4 135 671 14,990 975 1,866 4,100	都市計画図	60	
消防手数料			屋外広告物申請手数料	300	
計		746,359		55,967	

出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.2-2

協議項目	使用料、手数料等の取扱い	協議細目	調整の具体的内容
調整の方針	1 両市町で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。 2 差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り出雲市の例により統一する。ただし、これまでの料金改定の経緯や住民負担の激変に配慮し、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。		
現況(平成22年度当初予算一般会計・特別会計)	出雲市	斐川町	
記載事項			
特別会計		(単位:千円)	
国民健康保険	督促手数料	督促手数料	100
国民健康保険橋波診療所事業	文書料		
診療所事業	文書料		
後期高齢者医療事業	督促手数料	督促手数料 後期高齢者健康審査業務受託料	54 4,559
介護保険事業	督促手数料	督促手数料	1
簡易水道事業	審査手数料		
下水道事業	下水道手数料		
	督促手数料		
計	2,305	(単位:千円)	4,714
企業会計			
病院			
水道	設計審査手数料	給水工事設計・検査手数料	
	手数料		
計	8,650		0
合計	757,314		60,681





## 協議第 12 号

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目 16. 公共的団体等の取扱いは、次のとおりとする。

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って、次のとおり調整に努める。

- 1 両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
- 3 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- 4 その他両市町独自の団体は、原則として現行どおりとする。

参考資料：別紙のとおり

## 公共的団体等の取扱いについて

### ○公共的団体等の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものは全て含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

(行政実例 昭和 24 年 1 月 13 日及び昭和 34 年 12 月 16 日)

### ○公共的団体等に関する法律

#### ・市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）

（国、都道府県等の協力等）

##### 第 58 条

7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

【解説】合併市町村において、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性の確立の上から好ましくないので、本規定が設けられている。（逐条解説）

#### ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公共的団体等の監督）

第 157 条 普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【解説】「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

(行政実例 昭和 24 年 1 月 13 日)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1-1

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体等
調整の方針	別紙のとおり		
<b>主な公共的団体の一覧</b>			
ワーキンググループ名	出雲市	斐川町	
企画・広報	出雲市消費者問題研究協議会	斐川町消費者問題研究会	
	出雲国際交流協会		
	出雲地区日中友好協会		
	出雲地区日韓親善協会	—	
	出雲国際交流クラブ		
	出雲女性文化交流会		
総務	出雲ケーブルビジョン（株）	—	
	出雲市省エネルギービジョン推進協議会	—	
	出雲市自治協会連絡協議会	—	
	各地区自治協会（58地区）	—	
	各自治会（2064自治会）	各自治会（292自治会）	
	出雲市交通安全対策協議会	斐川町交通対策協議会	
	出雲地区交通安全協会	出雲地区交通安全協会	
	佐田町交通安全母の会	—	
	多伎町交通安全母の会	—	
	湖陵町交通安全母の会	—	
大社町交通安全母の会	—		
管財	出雲地区安全運転管理者協会	出雲地区安全運転管理者協会	
	白鳥クラブ連合会	—	
	出雲市土地開発公社 （財）出雲市都市公社	斐川町土地開発公社 —	
環境	出雲市美化推進員連絡会議	斐川町環境美化推進協議会	
	出雲地域ポイ捨て禁止推進協議会	出雲地域ポイ捨て禁止推進協議会	
	出雲市環境審議会	—	
	出雲市環境保全連合会	—	
	NO！レジ袋推進協議会	—	
	—	築地松景観保全対策推進協議会	
健康・医療	—	環境ネットワークひかわ	
	社団法人 出雲医師会 出雲歯科医師会	— 斐川町医師・歯科医師会	
福祉	（社）出雲市社会福祉協議会	（社）斐川町社会福祉協議会	
	（社）出雲市シルバー人材センター	（社）斐川町シルバー人材センター	
	慶人会連合会	斐川町老人クラブ連合会	
	出雲市民生委員児童委員協議会	斐川町民生委員児童委員協議会	
	出雲市母子会連合会	—	
	出雲市身障者福祉協会	斐川町身体障害者福祉協会	
	出雲市手をつなぐ育成会	斐川町手をつなぐ育成会	
	—	斐川町心の健康を守る会	
	出雲市遺族会	斐川町遺族会	
	—	（社）島根県断酒新生会斐川支部	
—	斐川町更生保護婦人会		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1-2

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体等
調整の方針	別紙のとおり		
<b>主な公共的団体の一覧</b>			
ワーキンググループ名	出雲市	斐川町	
福祉	【社会福祉法人】 静和会、 恵寿会、親和会、心あっと、創文会 古平田和光会、ぼてとはうす 島根県社会福祉事業団、 おおつか福祉会、若草福祉会、多伎の郷 ひまわり福祉会、ひらた福祉会、湖陵福祉会 ことぶき福祉会、大社福祉会、壽光会 JA いずも福祉会、 やすらぎの家、あすなる会、 出雲南福祉会、平田保育会 聖心の布教姉妹会、 出雲乳児福祉会、慈潤会 たちばな保育園、 おおつ保育園、 きんろう保育園、えんや保育園 えんや福祉会、小山福祉会 なかの保育園、星隆会 里方保育園、あすなる会、 浜山福祉会、荒茅福祉会、 西園保育園、外園福祉会、 神門福祉会、恵寿会 わたりはし保育園、 京真会、出雲北陽、 出雲すみれ福祉会、 みその児童福祉会	【社会福祉法人】 島根ライトハウス 恵寿会 喜和会 桑友 荘原福祉会 出東福祉会 出西福祉会 神奈福祉会	
農林水産	【第3セクター】 (株)出雲総合卸売市場 (有)エコプラント佐田 多伎町海洋観光開発(株)	【第3セクター】 (有)グリーンサポート斐川 (財)斐川町農業公社	
	神西湖漁業協同組合 神戸川漁業協同組合	宍道湖漁業協同組合 斐川漁業会	
	いずも農業協同組合 出雲広域農業共済組合	斐川町農業協同組合 出雲広域農業共済組合	
	出雲市土地改良区 大社町土地改良区 湖陵町土地改良区 平田斐伊川以北土地改良区 平田中央土地改良区 布崎土地改良区 平田東部土地改良区 平田伊野土地改良区	斐川町土地改良区	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1-3

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体等
調整の方針	別紙のとおり		
<b>主な公共的団体の一覧</b>			
ワーキンググループ名	出雲市	斐川町	
農林水産	—	出雲地方農業士斐川会	
	出雲市地区農地地すべり対策協議会	—	
	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	
	猟友会 出雲・斐川支部	(社) 島根県猟友会 出雲簸川支部	
	出雲市有害鳥獣駆除班	有害鳥獣捕獲班	
観光商工	【第3セクター】 出雲ターミナル(株) (株)フロンティアいずも (株)すばる企画 (株)多伎振興 (株)カリス湖陵	【第3セクター】 出雲空港ターミナルビル(株)	
	NPO法人21世紀出雲産業支援センター	特定非営利活動法人ビジネスサポートひかわ	
	出雲観光協会	斐川町観光協会	
	出雲商工会 出雲商工会議所 平田商工会議所	斐川町商工会	
	(社) 出雲青年会議所 (社) 平田青年会議所 (社) 出雲大社青年会議所	—	
学校教育	出雲市学校保健会	斐川町学校保健会	
	出雲市小学校体育連盟	斐川町小学校体育連盟	
	出雲市学校医会	—	
	各小中学校PTA	各小中学校PTA	
	出雲市・斐川町PTA連合会	出雲市・斐川町PTA連合会 斐川町PTA連合会	
	出雲市学校歯科医師会	—	
	出雲市学校薬剤師会	—	
	出雲学校給食会 平田学校給食会 佐田学校給食会 多伎学校給食会 湖陵学校給食会 大社学校給食会	斐川町学校給食会	
	出雲市教育研究会 出雲市幼稚園教育研究会	—	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

企画・広報ワーキンググループ No.1-4

協議項目	公共的団体等の取扱い	協議細目	公共的団体等
調整の方針	別紙のとおり		
<b>主な公共的団体の一覧</b>			
ワーキンググループ名	出雲市	斐川町	
生涯学習	出雲市コミュニティセンター運営協議会	斐川町公民館協議会	
	各地区コミュニティセンター運営委員会	—	
	出雲市青少年ネットワーク会議	—	
	出雲市青少年健全育成市民会議	斐川町青少年健全育成協議会	
	出雲市連合婦人会	—	
	出雲市男女共同参画ネットワーク会議	—	
	出雲市総合ボランティアセンター運営委員会	—	
	出雲市立図書館協議会	斐川町立図書館協議会	
	出雲市生涯学習委員の会	斐川町社会教育委員の会	
文化・スポーツ	(株)出雲市教育文化振興財団	—	
	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21	ひかわスポーツ夢クラブ	
	出雲市体育協会	特定非営利活動法人斐川町体育協会	
	出雲市スポーツ少年団	斐川町スポーツ少年団	
	出雲市体育指導委員協議会	斐川町体育指導委員協議会	
	出雲市音楽芸術育成委員会	—	
	出雲市無形文化財連絡協議会	—	
	—	斐川町文化財愛護協会	
	出雲市文化財保護審議会	斐川町文化財保護審議会	
—	斐川町地域教育力・体験活動推進協議会		
上下水道		斐川町水道水道企業団	
建設	出雲市土木委員会	斐川町土木委員会	
消防	出雲市消防団	斐川町消防団	

## 協議第 13 号

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目 17. 補助金、交付金等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。
- 2 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。

参考資料：別紙のとおり



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-1

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目			
調整の方針		1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。					
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕		調整の具体的な内容					
記載事項		出雲市		斐川町			
一般会計	協議会費	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
	総務費	古志採石園連環整備事業補助金	3	600	口宇賀林道補修負担金	4	65
		元市有集会所(光熱水費・通信費)補助金	3	485	山陰本線高速化負担金	4	1,606
		公共事業代替地取得資金利子補給金	4	141	高瀬川清掃負担金	4	30
		出雲市総合プラントピアセンター運営委員会補助金	3	810	斐川町交通安全協会連合会補助金	3	280
		男女共同参画ネットワーク会議運営事業共催負担金	4	350	防犯灯新設補助金	3	900
		市民団体活動支援補助金	3	1,200	斐川町職員自主研究グループ交付金	3	10
		出雲市活動支援事業補助金	3	1,800	斐川町青年健全育成協議会補助金	3	215
		出雲総合芸術文化祭開催補助金	3	2,900	各地斐川会活動助成金	3	150
		出雲メセナ協会交付金	3	1,000	築地松景観床全対策推進事業補助金	3	1,800
		アイルランドウィーク実行委員会負担金	4	4,500	築地松伐倒除補助金	3	150
		出雲人権擁護委員協議会運営費補助金	3	377	日本語学習支援活動事業費補助金	3	56
		出身者会活動支援補助金	3	2,850			
		地域協議会活動費補助金	3	3,000			
		コミュニケーション助成事業補助金	1	18,200			
		出雲市集会所建設事業補助金	3	14,890			
		出雲市地域コミュニティづくり支援補助金(町内会加入促進)	3	100			
		オロチおどり継承活動支援補助金(地域イベント支援交付金)	3	820			
		「ホームで遊ぼう」開催事業補助金(地域イベント支援交付金)	3	820			
		住宅建築・リフォーム助成金(定住枠)	3	2,500			
		住宅リフォーム助成金(市内枠)	3	16,000			
		島根大学医学部支援協議会負担金	4	8,000			
		大社高枝佐田分校教育振興助成金	3	1,500			
		被災者緊急支援規則に基づく利子補給金	3	402			
		島根県総合防災システム管理運営負担金	4	2,622			
		山陰本線高速化事業負担金	4	5,059			
		一畑電車沿線地域対策協議会負担金	4	118,634			
		出雲市バス運行対策費補助金	3	33,000			
		出雲市交通安全対策協議会補助金	2	3,988			
		セーフティ大社運動実行委員会補助金	3	828			
		出雲地区交通安全防犯協会負担金	4	9,490			

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトータル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-2

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目		
調整の方針		1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共の必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。				
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕		調整の具体的内容				
記載事項		出雲市		斐川町		
一般会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
総務費	防犯灯設置補助金	2	3,175			
	高校生海外体験学習事業補助金	3	200			
	民間国際交流団体系事業補助金	3	3,050			
	少年少女親善訪問事業補助金、姉妹都市等文化交流スポーツ交流事業補助金	3	1,200			
	エビアン市高校生海外体験学習事業補助金	3	240			
	中国技術研修生受入企業補助金	3	540			
民生費	社会福祉協議会補助	3	123,500	社会福祉協議会補助金	3	2,013
	障がい者団体研修会補助	3	60	福祉活動専門員設置補助金	3	13,392
	平田断酒会家族会	3	50	民生児童委員協議会運営費補助金	3	2,521
	障がい者レクリエーション開催費補助金	3	170	緊急通報装置設置事業費補助金	3	300
	ボランティアまちづくりセンター補助金	3	360	成年後見制度利用事業補助金	3	262
	民生委員児童委員協議会運営費補助金	3	5,497	生活保護被保護者成年後見人利用支援事業	3	493
	社会福祉施設建設費年次補助	3	4,633	単位老人クラブ活動費補助金	3	500
	社会福祉センター運営費補助金	3	12,550	老人クラブ連合会活動事業補助金	2	1,100
	社会福祉施設処遇難ケース支援事業	3	830	短期入所サービス費負担金	4	9
	地域活動支援センター運営費補助金	2	11,500	低所得者軽減対策事業助成金	3	1
	精神障がい者入居保証費用補助金	3	1,000	社会福祉法人等における利用者負担軽減助成金	2	1
	障がい者等自主活動補助	3	450	シルバニア人材センター運営補助金	3	10,000
	はあとピアいずも実行委員会負担金	2	495	斐川サンホームショートステイ専用ベッド増築償還助成金	3	565
	障がい者スポーツ参加事業補助金	4	62	ひかわ福祉の里償還助成金	3	2,775
	障害者自立支援特別対策事業補助金	3	22,728	障害者団体活動補助金	3	379
	ハッピーアフタースクール事業負担金	2	4,536	在宅支援施設整備費償還助成	3	3,712
	社会福祉施設建設費年次補助	4	22,442	腎臓機能障害者通院費助成金	3	1,100
	介護保健施設アブリンクラー整備補助金	3	36,045	自立支援医療(精神通院)助成金	3	1,200
	シルバニア人材センター運営費補助金	1	23,178	あしたの丘運営費補助金	3	12,000
	慶人会連合会活動促進補助金	3	3,800	私立保育園施設整備費補助金	3	3,417
	単位慶人会活動費補助金	2	11,150	私立保育園施設整備費(ハード)改築補助金	3	75,355
	在宅推進サービス事業	3	8,500	特別保育事業補助金	2	27,326
	市立認可保育所特別事業補助	2	321,700			
	病児・病後児保育事業費補助金	2	16,710			

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-3

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目		
調整の方針		1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。				
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕		調整の具体的な内容				
記載事項		出雲市		斐川町		
一般会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
民生費	私立認可保育所運営費補助金	3	96,500	火葬補助金	3	38
	認定保育所運営費補助金	2	2,076	町食品衛生協議会補助金	3	25
	第3子以降認可外保育施設保育料交付	2	20,000	環境ネットワークひかわ活動補助金	3	150
	母親クラブ活動費助成	2	756	燃えるごみ収納箱設置費補助金	3	600
	認可保育所施設整備費補助金	3	24,023	不燃物集積場整備費補助金	3	450
	私立認可保育所運営費負担金	4	3,960,000	生ごみ処理容器設置費補助金	3	1,000
	出雲市保育園協議会負担金	4	335	火災ごみ処理費助成金	3	500
	出雲市児童クラブ遠距離通所児童通所費	3	138			
	児童クラブ小学校低学年児童受入事業費	1	600			
	全日本同和会出雲支部運営費補助金	3	2,250			
	島根県食品衛生協会活動補助金	3	100			
	一般不妊治療個人負担金助成金	3	3,600			
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	3	7,200			
水道使用料差額補助金	3	43				
子ども環境学習支援事業活動補助金	3	15				
出雲市環境保全連合会補助金	3	1,500				
生ごみ処理容器購入費補助金	3	3,000				
リサイクル団体回収補助金	3	3,900				
ごみ集積場設置補助金	3	4,600				
労働費	出雲地区労働者福祉協議会事業費補助金	3	585			
	平田建築共同高等職業訓練校運営費補助金	2	566			
	出雲地区雇用推進協議会負担金	4	441			
	緊急雇用奨励金交付事業	3	10,000			
	多岐女性研修館光熱水費負担金	4	95			
農林水産業費	いずも農業指導センター助成事業	3	1,800	有室鳥獣被害防止施設整備補助金	3	150
	農業振興資金利子補給	2	4,693	農業近代化資金利子補給金	4	200
	野菜価格安定対策事業負担金	4	2,203	農業経営基盤強化資金利子補給金	4	550
	出雲結婚相談所運営助成	3	2,410	県野菜価格安定対策事業負担金	4	3,372
	良質米消費促進特別対策事業費補助金	3	1,800	農業公社補助金	3	3,600
	NPO法人まめだがネット活動補助金	3	3,000	農林改良協議会負担金	4	500

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)





# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-5

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目	
調整の方針	調整の具体的な内容				
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕					
記載事項	出雲市		斐川町		
一般会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類 予算額
農林水産業費	神戸川漁協が実施する水産資源増殖事業への補助	3	900	商工業振興費補助金	3 8,340
	宍道湖漁協が実施する放流事業への補助	3	750	県中小企業団体中央会助成金	3 100
	平田宍道湖漁業組合が実施する放流事業への補助	3	350	特産開発振興会事業補助金	3 200
	漁業近代化資金利子補給金	4	234	信用保証料補給金	3 2,000
	21世紀出雲水産業総合助成事業補助金	3	18,000	島根ふるさとフェア負担金	4 350
商工費	出雲神話まつり振興会負担金	4	15,000	島根ふるさとフェア出雲の国実行委員会負担金	4 55
	大社交通渋滞対策実行委員会負担金	4	3,200	高根ふるさとフェア出雲の国実行委員会負担金	4 500
	出雲観光協会運営費補助金	3	36,650	斐川チェーンアップ祭栽培助成金	3 5,220
	海水浴振興会補助金(稲佐浜海水浴場)	3	180	町観光協会補助金	3 5,220
	海水浴振興会補助金(おわし浜海水浴場)	3	180	農業公園整備事業償還金	3 36,772
	ご縁広場泉源活用事業補助金	3	46	町土地開発公社運営負担金	4 2,000
	雲いづる神話の國出雲フットコンテスト補助金	3	400	工業用水道事業償還金	3 15,000
	コンベンション開催支援補助金	3	5,000	企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金	3 45,700
	神話の国縁結び観光協会負担金	4	3,514		
	自然公園内清掃活動事業補助金	3	320		
	鱉淵寺を美しくする会補助金	3	224		
	大慶寺公園を美しくする会補助金	3	80		
	河下海水浴場を美しくする会補助金	3	128		
	日御碕美化清掃事業補助金	3	1,920		
	地域イベント支援交付金	3	20,279		
	出雲神話まつり振興会負担金	4	15,000		
	大社交通渋滞対策実行委員会負担金	4	3,200		
	出雲観光協会運営費補助金	3	36,650		
	海水浴振興会補助金(稲佐浜海水浴場)	3	180		
	海水浴振興会補助金(おわし浜海水浴場)	3	180		
	ご縁広場泉源活用事業補助金	3	46		
	雲いづる神話の國出雲フットコンテスト補助金	3	400		
	コンベンション開催支援補助金	3	5,000		
	神話の国縁結び観光協会負担金	4	3,514		
	自然公園内清掃活動事業補助金	3	320		
	鱉淵寺を美しくする会補助金	3	224		
	大慶寺公園を美しくする会補助金	3	80		

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-6

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目		
調整の方針	現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕	調整の具体的な内容				
		種類	予算額	種類	予算額	
	1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。					
		出雲市				
		斐川町				
一般会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
箇工費	河下海水浴場をよこする会補助金	3	128			
	日御崎美化清掃事業補助金	3	1,920			
	地域イベント支援交付金	3	20,279			
土木費	地域自治区土木委員会運営交付金	3	231	コミュニティセンター整備償還助成金	3	3,664
	地区土木委員会運営交付金	3	1,492	若人住宅家賃負担金	4	14,904
	出雲市・斐川町南神立橋区間管理協議会負担金	4	600	住宅宅地開発促進負担金	4	3,516
	出雲市・道路・河川ふれあい愛護活動助成金	3	6,600			
	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	2	66,540			
	合併処理浄化槽維持管理補助金	3	83,400			
	用途地域内民間住宅地開発奨励金	3	9,900			
	木造住宅耐震化促進補助金	2	208			
	パークタウン出雲造成事業推進補助金	2	642			
	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金	2	2,520			
	築地松景観保全対策推進協議会補助金	3	2,700			
	街なみ整備助成事業補助金	2	28,000			
	かけ地近接等危険住宅移転補助金	2	5,800			
消防費	消防団携帯電話助成金	3	720	県操法大会補助金	3	700
	消火栓設置等に係る水道局負担金	4	13,880	消防団福祉共済補助金	3	383
	出雲市消防協力組織活動費助成金	3	1,420			
	島根県総合防災システム運用管理経費負担金	4	580			
教育費	特別支援学校就学奨励費	3	1,104	島根県教育研究大会(斐川大会)助成金	3	300
	小学校・中学校・幼稚園・幼稚園長会補助金	3	1,200	学校教育研究会補助金	3	450
	出雲市幼稚園教育研究会補助金	3	350	学校保健会補助金	3	120
	小・中学生各種大会派遣費補助金	3	18,000	特殊教育研修費・交流学習助成金	3	70
	出雲市公立学校遠距離通学児童生徒通学費補助金(小学校)	3	4,484	中学校卒業就職生徒記念品代助成金	3	10
	出雲市公立学校遠距離通学児童生徒通学費補助金(中学校)	3	6,232	斐川町小学校陸上競技大会児童輸送費補助金	3	100
	出雲市私立幼稚園就園奨励費補助金	2	40	全国中学校剣道大会助成金(地元開催)	3	200
	出雲市私立幼稚園運営費補助金	3	2,420	出雲市斐川町実行委員会助成金	3	150
	出雲市第3子以降私立幼稚園保育料無料化事業補助金	3	2,064	中学校剣道協議強化事業費助成金	3	200
	幼稚園児通園費補助金	3	480	文部科学省学方向上実践研究事業研究指定校研究発表大会助成金	3	50

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-7

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目			
調整の方針		<p>1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。                  2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。</p>					
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕		調整の具体的な内容					
記載事項		出雲市		斐川町			
一般会計	教育費	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
		島根県学校医会、歯科医師会、薬剤師会	3	1,290	中学校対外試合遠征費補助金	3	1,000
		出雲市学校医会運営費補助金	3	789	幼稚園教育研究大会助成金	3	25
		出雲市学校保健会運営費補助金	3	700	町文化祭開催補助金	3	450
		中学校体育連盟大会開催地補助金	3	550	伝統・文化振興のための補助金	3	2,000
		出雲市教育研究会補助金	3	5,160	公民館協議会補助金	3	26,240
		情緒障がい児等発達支援プログラム作成・指導補助金	2	1,700	人権同和教育推進協議会補助金	3	225
		出雲市地区青少年ネットワーク支援事業補助金	3	8,000	町体育協会補助金	3	2,630
		出雲市青少年育成市民会議補助金	3	1,300	町一周ウォーク補助金	3	270
		出雲市学校給食会栄養士雇用経費補助金	3	2,939	スポーツ少年団活動補助金	3	2,405
		出雲市学校給食会業務会計補助金	3	1,691			
		保存食代補助金	3	360	古代出雲王国のまつり実行委員会負担金	4	50
		青少年のための科学の祭典開催事業補助金	3	1,300	総合型地域スポーツクラブ活動補助金	3	4,000
		宋道湖自然館ゴビウス記念事業補助金	3	270	荒神谷ボランテアイト活動助成金	3	38
		出雲総合芸術文化祭市民参加部門開催補助金(19部門)	3	720			
		菊花大会開催補助金	3	108			
		IZUMOこころのうたコンサート開催補助金	3	297			
		多伎町文化協会活動補助金	3	756			
		佐田町文化協会活動補助金	3	756			
		たいしや芸術文化祭開催補助金	3	1,935			
		雲州平田文化協会活動補助金	3	248			
		平田美術展開催補助金	3	248			
		出雲ドーム2000人の吹奏楽開催補助金	3	3,150			
		出雲市小中学生各種大会派遣費補助金(芸術文化部門)	3	140			
		出雲芸術アカデミー運営補助金	3	30,000			
		出雲市体育協会事業補助金	3	27,300			
		出雲市体育指導委員協議会事業補助金	3	200			
		しおかぜ駅伝参加助成	3	300			
		総合型地域スポーツクラブ育成支援事業補助金	3	800			
		出雲駅伝開催負担金	4	30,000			
		くにびきマラソン大会開催負担金	4	3,780			
		一畑薬師マラソン大会開催負担金	4	2,520			
		スィムランin多伎開催補助金	3	1,440			
		出雲市小・中学生各種大会派遣費補助金(スポーツ)	3	4,200			

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトータル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-8

協議項目		補助金、交付金等の取扱い		協議細目		
調整の方針		1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。				
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕		調整の具体的内容				
記載事項		出雲市		斐川町		
一般会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称	種類	予算額
教育費	スポーツ少年団事業補助金	3	5,000			
	和田杯少年野球大会開催負担金	4	1,000			
	出雲スポーツアカデミー開催事業負担金	4	4,000			
	体育協会選手強化事業補助金	3	990			
	スポーツリーダーハンク事業補助金	3	1,350			
	出雲カップU-18サッカー大会開催負担金	4	1,800			
	吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会開催負担金	4	2,700			
	無形文化財発表会開催負担金	4	257			
	無形文化財指定団体育成補助金	3	594			
	山田本陣遺構保存補助	3	30			
	築地松整備保存補助	3	180			
	国宝出雲大社本殿ほか保存修理事業補助金	2	44,012			
	国宝出雲大社本殿ほか建造物防災事業補助金	2	19,548			
	古代出雲歴史探訪ミュージアムオープン開催負担金	4	250			
	出雲弥生の森祭り運営補助金	3	50			
	出雲市同和教育・啓蒙推進会議補助金	3	2,153			
	同和教育研究指定事業補助金	3	1,600			
	出雲市コミュニティセンター自主企画事業交付金	3	34,000			
計			6,147,509			355,307

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)



# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

財政ワーキンググループ No.3-9

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		協議細目	
調整の方針	1. 両市町で同一、同種の補助金、交付金については、新市移行後、速やかに統一の方向で調整する。 2. 差異のある補助金、交付金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち検討する。また、行財政改革の視点に立ち、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講じながら整理統合するよう努める。			
現況〔平成22年度当初予算一般会計・特別会計に計上されている補助金、交付金等名、補助金等の種類及び予算額(ただし一部事務組合負担金、県営事業負担金、出席者負担金、法令外負担金、会費的な負担金等は除くものとするが、財政支援的な負担金等は含む)〕	調整の具体的内容			
記載事項	出雲市		斐川町	
特別会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称
国民健康保険事業				
介護保険事業				
塩津診療所				
有線放送電話				
土地区画整理事業				
下水道事業				
農業集落排水事業				
漁業集落環境整備事業				
簡易水道事業				
出雲空港周辺整備事業				空港周辺対策協議会運営補助金 3 5,000
				防音工事更新補助金 1 1,889
計			0	6,889
企業会計	補助金等の名称	種類	予算額	補助金等の名称
病院				
水道	鳥根県市町村職員互助会職員共済会負担金	4	202	
	森林整備協定負担金	4	452	
		4	3,000	
計			3,654	0
合			6,151,163	362,196

補助金の種類: 1、国・県・自治総合センター等のトンネル補助金等(10/10補助) 2、国・県補助(負担)がある補助金等 3、単独補助金 4、その他(単位:千円)

## 協議第 14 号

町、字の区域及び名称の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

町、字の区域及び名称の取扱いについて

合併協定項目 18. 町、字の区域及び名称の取扱いは、次のとおりとする。

1 町の区域

町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。

2 町の名称

町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字荘原町」及び「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町荘原」及び「斐川町直江」とする。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.4100-1

協議項目		町、字の区域及び名称の取扱い		協議細目	
調整の方針		町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。 町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。			
調整の具体的内容		現況		斐川町	
1 出雲市今市町	26 出雲市塩冶町	1 簸川郡斐川町大字学頭	27 出雲市天神町	2 簸川郡斐川町大字庄原町	町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。 町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。
2 出雲市今市町北本町一丁目	27 出雲市天神町	2 簸川郡斐川町大字庄原町	28 出雲市塩冶有原町一丁目	3 簸川郡斐川町大字神庭	
3 出雲市今市町北本町二丁目	28 出雲市塩冶有原町一丁目	3 簸川郡斐川町大字神庭	29 出雲市塩冶有原町二丁目	4 簸川郡斐川町大字三緒	
4 出雲市今市町北本町三丁目	29 出雲市塩冶有原町二丁目	4 簸川郡斐川町大字三緒	30 出雲市塩冶有原町三丁目	5 簸川郡斐川町大字上庄原	
5 出雲市今市町北本町四丁目	30 出雲市塩冶有原町三丁目	5 簸川郡斐川町大字上庄原	31 出雲市塩冶有原町四丁目	6 簸川郡斐川町大字阿宮	
6 出雲市今市町北本町五丁目	31 出雲市塩冶有原町四丁目	6 簸川郡斐川町大字阿宮	32 出雲市塩冶有原町五丁目	7 簸川郡斐川町大字出西	
7 出雲市今市町南本町	32 出雲市塩冶有原町五丁目	7 簸川郡斐川町大字出西	33 出雲市塩冶有原町六丁目	8 簸川郡斐川町大字神水	
8 出雲市駅北町	33 出雲市塩冶有原町六丁目	8 簸川郡斐川町大字神水	34 出雲市塩冶神前一丁目	9 簸川郡斐川町大字求院	
9 出雲市駅南町一丁目	34 出雲市塩冶神前一丁目	9 簸川郡斐川町大字求院	35 出雲市塩冶神前二丁目	10 簸川郡斐川町大字併川	
10 出雲市駅南町二丁目	35 出雲市塩冶神前二丁目	10 簸川郡斐川町大字併川	36 出雲市塩冶神前三丁目	11 簸川郡斐川町大字富村	
11 出雲市駅南町三丁目	36 出雲市塩冶神前三丁目	11 簸川郡斐川町大字富村	37 出雲市塩冶神前四丁目	12 簸川郡斐川町大字名島	
12 出雲市大津町	37 出雲市塩冶神前四丁目	12 簸川郡斐川町大字名島	38 出雲市塩冶神前五丁目	13 簸川郡斐川町大字鳥井	
13 出雲市大津新崎町一丁目	38 出雲市塩冶神前五丁目	13 簸川郡斐川町大字鳥井	39 出雲市塩冶神前六丁目	14 簸川郡斐川町大字直江	
14 出雲市大津新崎町二丁目	39 出雲市塩冶神前六丁目	14 簸川郡斐川町大字直江	40 出雲市塩冶町南町一丁目	15 簸川郡斐川町大字直江町	
15 出雲市大津新崎町三丁目	40 出雲市塩冶町南町一丁目	15 簸川郡斐川町大字直江町	41 出雲市塩冶町南町二丁目	16 簸川郡斐川町大字美南	
16 出雲市大津新崎町四丁目	41 出雲市塩冶町南町二丁目	16 簸川郡斐川町大字美南	42 出雲市塩冶町南町三丁目	17 簸川郡斐川町大字福富	
17 出雲市大津新崎町五丁目	42 出雲市塩冶町南町三丁目	17 簸川郡斐川町大字福富	43 出雲市塩冶町南町四丁目	18 簸川郡斐川町大字原鹿	
18 出雲市大津新崎町六丁目	43 出雲市塩冶町南町四丁目	18 簸川郡斐川町大字原鹿	44 出雲市塩冶町南町五丁目	19 簸川郡斐川町大字今在家	
19 出雲市大津新崎町七丁目	44 出雲市塩冶町南町五丁目	19 簸川郡斐川町大字今在家	45 出雲市医大南町一丁目	20 簸川郡斐川町大字沖洲	
20 出雲市大津朝倉一丁目	45 出雲市医大南町一丁目	20 簸川郡斐川町大字沖洲	46 出雲市医大南町二丁目	21 簸川郡斐川町大字中洲	
21 出雲市大津朝倉二丁目	46 出雲市医大南町二丁目	21 簸川郡斐川町大字中洲	47 出雲市医大南町三丁目	22 簸川郡斐川町大字黒目	
22 出雲市大津朝倉三丁目	47 出雲市医大南町三丁目	22 簸川郡斐川町大字黒目	48 出雲市塩冶原町一丁目	23 簸川郡斐川町大字三分市	
23 出雲市枝大津町	48 出雲市塩冶原町一丁目	23 簸川郡斐川町大字三分市	49 出雲市塩冶原町二丁目	24 簸川郡斐川町大字坂田	
24 出雲市上塩冶町	49 出雲市塩冶原町二丁目	24 簸川郡斐川町大字坂田	50 出雲市塩冶原町三丁目		
25 出雲市築山新町	50 出雲市塩冶原町三丁目				

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.4100-2

協議項目	町、字の区域及び名称の取扱い		協議細目
調整の方針	町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。 町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。		
出雲市		斐川町	
調整の具体的内容			
51 出雲市塩冶善行町	76 出雲市 荻杵町		
52 出雲市古志町	77 出雲市 稲岡町		
53 出雲市高松町	78 出雲市 高岡町		
54 出雲市白枝町	79 出雲市 中野美保北一丁目		
55 出雲市松寄下町	80 出雲市 中野美保北二丁目		
56 出雲市 浜町	81 出雲市 中野美保北三丁目		
57 出雲市下横町	82 出雲市 中野美保南一丁目		
58 出雲市矢野町	83 出雲市 中野美保南二丁目		
59 出雲市小山町	84 出雲市 中野美保南三丁目		
60 出雲市 大塚町	85 出雲市 西林木町		
61 出雲市 姫原町	86 出雲市 東林木町		
62 出雲市 姫原一丁目	87 出雲市 西谷町		
63 出雲市 姫原二丁目	88 出雲市 上島町		
64 出雲市 姫原三丁目	89 出雲市 船津町		
65 出雲市 姫原四丁目	90 出雲市 野尻町		
66 出雲市 渡橋町	91 出雲市 稗原町		
67 出雲市 矢尾町	92 出雲市 宇那手町		
68 出雲市 日下町	93 出雲市 馬木町		
69 出雲市 里方町	94 出雲市 朝山町		
70 出雲市 平野町	95 出雲市 所原町		
71 出雲市 常松町	96 出雲市 見々久町		
72 出雲市 江田町	97 出雲市 馬木北町		
73 出雲市 八島町	98 出雲市 乙立町		
74 出雲市 中野町	99 出雲市 芦渡町		
75 出雲市 武志町	100 出雲市 下古志町		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.4100-3

協議項目		協議細目	
町、字の区域及び名称の取扱い			
調整の方針		調整の具体的内容	
町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。 町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町庄原」及び「斐川町直江」とする。			
現 況		斐 川 町	
出 雲 市	斐 川 町	調整の具体的内容	
101 出雲市知井宮町	126 出雲市西郷町		
102 出雲市神門町	127 出雲市本庄町		
103 出雲市西新町一丁目	128 出雲市万田町		
104 出雲市西新町二丁目	129 出雲市奥宇賀町		
105 出雲市西新町三丁目	130 出雲市河下町		
106 出雲市西神西町	131 出雲市唐川町		
107 出雲市東神西町	132 出雲市別所町		
108 出雲市神西沖町	133 出雲市猪目町		
109 出雲市大島町	134 出雲市東郷町		
110 出雲市神西新町	135 出雲市東福町		
111 出雲市荒茅町	136 出雲市久多見町		
112 出雲市東園町	137 出雲市野石谷町		
113 出雲市西園町	138 出雲市上岡田町		
114 出雲市外園町	139 出雲市岡田町		
115 出雲市長浜町	140 出雲市多久谷町		
116 出雲市平成町	141 出雲市多久町		
117 出雲市平田町	142 出雲市園町		
118 出雲市西平田町	143 出雲市鹿園寺町		
119 出雲市灘分町	144 出雲市小境町		
120 出雲市島村町	145 出雲市小津町		
121 出雲市出島町	146 出雲市十六島町		
122 出雲市美談町	147 出雲市釜浦町		
123 出雲市西代町	148 出雲市塩津町		
124 出雲市国富町	149 出雲市美保町		
125 出雲市口宇賀町	150 出雲市三津町		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.4100-4

協議項目		町、字の区域及び名称の取扱い		協議細目	
調整の方針		町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。 町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。			
調整の方針		現 況		調整の具体的内容	
出 雲 市		斐 川 町			
151 出雲市小伊津町	174 出雲市多伎町多岐				
152 出雲市坂浦町	175 出雲市多伎町久村				
153 出雲市地合町	176 出雲市湖陵町畑村				
154 出雲市野郷町	177 出雲市湖陵町常楽寺				
155 出雲市美野町	178 出雲市湖陵町三部				
156 出雲市佐田町朝原	179 出雲市湖陵町二部				
157 出雲市佐田町須佐	180 出雲市湖陵町大池				
158 出雲市佐田町原田	181 出雲市湖陵町板津				
159 出雲市佐田町大呂	182 出雲市湖陵町差海				
160 出雲市佐田町反邊	183 出雲市大社町遙埴				
161 出雲市佐田町吉野	184 出雲市大社町菱根				
162 出雲市佐田町一窪田	185 出雲市大社町入南				
163 出雲市佐田町毛津	186 出雲市大社町中荒木				
164 出雲市佐田町佐津目	187 出雲市大社町北荒木				
165 出雲市佐田町高津屋	188 出雲市大社町修理免				
166 出雲市佐田町下橋波	189 出雲市大社町杵築東				
167 出雲市佐田町上橋波	190 出雲市大社町杵築南				
168 出雲市佐田町東村	191 出雲市大社町杵築西				
169 出雲市佐田町八幡原	192 出雲市大社町杵築北				
170 出雲市多伎町神原	193 出雲市大社町日御碕				
171 出雲市多伎町奥田橋	194 出雲市大社町字龍				
172 出雲市多伎町口田橋	195 出雲市大社町鷺浦				
173 出雲市多伎町小田	196 出雲市大社町鷺峠				

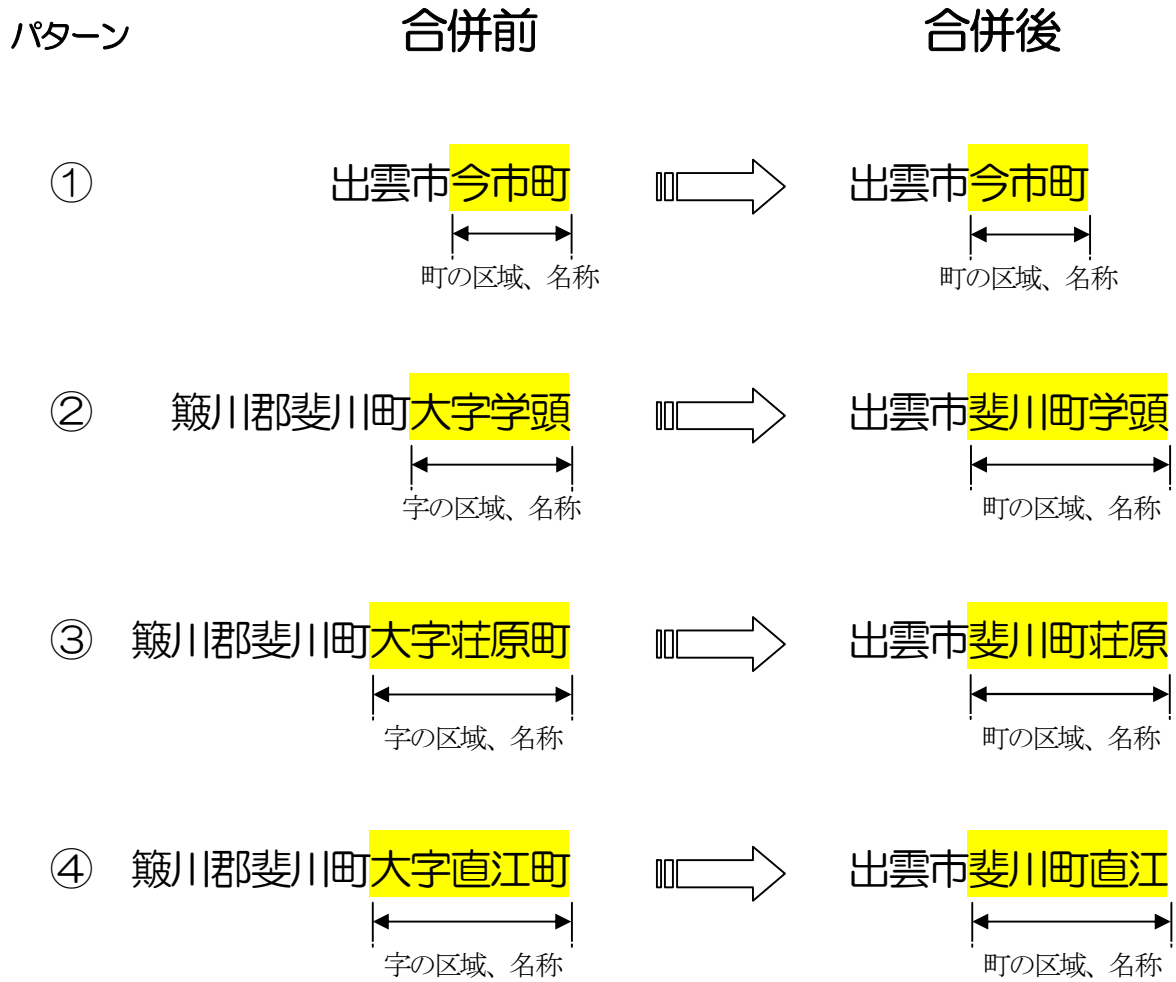
# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.4100-5

協議項目	町、字の区域及び名称の取扱い		協議細目
調整の方針	<p>町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の大字を新市の町の区域とする。  町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町の現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。</p>		
現行のとおり	出雲市	合併後の町	斐川町
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出雲市斐川町学頭</li> <li>2 出雲市斐川町庄原</li> <li>3 出雲市斐川町神庭</li> <li>4 出雲市斐川町三絡</li> <li>5 出雲市斐川町上庄原</li> <li>6 出雲市斐川町阿宮</li> <li>7 出雲市斐川町出西</li> <li>8 出雲市斐川町神水</li> <li>9 出雲市斐川町求院</li> <li>10 出雲市斐川町併川</li> <li>11 出雲市斐川町富村</li> <li>12 出雲市斐川町名島</li> <li>13 出雲市斐川町鳥井</li> <li>14 出雲市斐川町上直江</li> <li>15 出雲市斐川町直江</li> <li>16 出雲市斐川町美南</li> <li>17 出雲市斐川町福富</li> <li>18 出雲市斐川町原庭</li> <li>19 出雲市斐川町今在家</li> <li>20 出雲市斐川町沖洲</li> <li>21 出雲市斐川町中洲</li> <li>22 出雲市斐川町黒目</li> <li>23 出雲市斐川町三分市</li> <li>24 出雲市斐川町坂田</li> </ol>	<p>調整の具体的内容</p> <p>町の区域については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町は、現在の字を新市の町の区域とする。  町の名称については、出雲市は現行のとおりとし、斐川町の現在の町名を残し、「大字」を削除する。ただし、「斐川町大字直江町」については、「大字」及び「町」を削除し、「斐川町直江」とする。</p>

# 参 考

## 【町の区域及び名称の例】





## 町名の取扱いに関する法令

### ○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第 260 条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 協議第 15 号

慣行の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 慣行の取扱いについて



合併協定項目 19. 慣行の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 市章、市民憲章  
新市の市章、市民憲章については、出雲市の例により統一する。
- 2 市の花、木  
新市の花、木については、出雲市の例により統一する。なお、四季の花に「つつじ」を加える。
- 3 市の歌  
新市の歌については、出雲市の例により統一する。ただし、ふるさと斐川の歌（町の歌、愛唱歌）については、斐川地区の愛唱歌として伝承していく。

参考資料：別紙のとおり

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.1-1

協議項目		協議細目	
慣行の取扱い			
調整の方針			
別紙のとおり			
調整の方針			
現		況	
出雲市		斐川町	
<p><b>【市章】</b></p> <p>・制定年月日 平成17年3月22日</p>  <p>・イメージ 出雲市の「出」を図案化し、大空にはばたく鳥や、大きく手をひろげる市民をイメージし、全体として飛躍発展する出雲市を表しています。</p> <p><b>【市民憲章】</b></p> <p>・制定年月日 平成18年3月</p> <p>・内容 出雲市民憲章(出雲市民の誓い) 豊かな自然と歴史に育まれた 神話のふるさと出雲の國 わたしたちは 出雲を愛し 自然と歴史文化を受け継ぎ 後世に 伝え 夢と希望を持って 未来へ羽ばたく出雲を創造するため ここ に市民憲章を定めます</p>	<p><b>【町章】</b></p> <p>・制定年月日 : 不詳</p>  <p>・イメージ 「ひ」と「川」の組み合わせによって、斐川を表し、肥沃な平野を清流斐伊川が取り巻いている地形的象徴を示し、「ひ」を大鵬の頭、洞、尾に「川」をその翼にみたくはばたく鳥の如く発展する姿を象徴したものです。</p> <p><b>【町民憲章】</b></p> <p>・制定年月日 昭和60年11月</p> <p>・内容 1. 恵まれた自然と文化を愛し、勤労を尊び、豊かな町にしましょう。 1. お互いに敬い、信じあい、心のかよ、温かい町にしましょう。 1. 自らをたかめ、力をあわせ、未来へ、伸びゆく町にしましょう。 みんなが、それぞれの立場で、実行のめあてを定め、力強く進みましよう。(合併30周年にあたり制定)</p>	<p><b>【市章】</b></p> <p>新市の市章は出雲市の例により統一する。</p> <p><b>【市民憲章】</b></p> <p>新市の市民憲章は出雲市の例により統一する。</p>	

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.1-2

協議項目		協議細目	
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目	慣行の取扱い	斐川町	
調整の方針	別紙のとおり	斐川町	
現		斐川町	
出雲市		斐川町	
世界に誇る「環境のまち」をつくります 自然を守り、美しく清らかな心を大切にす環境のまち出雲			
世界に誇る「健康のまち」をつくります 平和を愛し、安心で生命(いのち)輝く健康のまち出雲			
世界に誇る「教育のまち」をつくります 学びの志(こころざし)をいただき、ひとりひとりの夢を実現する教育のまち出雲			
世界に誇る「文化のまち」をつくります 歴史と伝統を尊(とうと)び、未来を創造する文化のまち出雲			
世界に誇る「産業のまち」をつくります 働く喜びをもち、地域を支え豊かにする産業のまち出雲			
【市の花・木・鳥・魚類】 ・市の花 菊(平成17年3月22日制定) 菊は清楚で気品が高く、香りも良く、また、気候風土にも合うことから育てやすく、世代を超えた多くの市民に親しまれています。	【町の花・木・鳥・魚等】 ・町の花 つつじ(昭和49年11月15日制定)	【市の花・木・鳥・魚類】 新市の花、木は出雲市の例により統一する。なお、四季の花に「つつじ」を加える。	
・市の木 黒松(平成17年3月22日制定) 築地松や防風林として、この地域特有の景観をなしており、神話のふるさとにふさわしく、力強く躍動する出雲を象徴しています。	・町の木 やまもも(平成7年11月3日制定)		

# 出雲市・斐川町合併協議会の調整方針

総務ワーキンググループ No.1-3

協議項目		協議細目	
調整の方針		調整の具体的内容	
協議項目	慣行の取扱い		
調整の方針	別紙のとおり		
		現	況
出 雲 市		斐 川 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・四季の花</li> <li>春のサクラ 日本を代表する花木で市内各地に名所があり、華やかで心を和ませてください。</li> <li>夏のアジサイ 初夏から梅雨の雨季にかけて庭先や道端の風景を優しく彩ってくれます。</li> <li>秋のコスモス 明るく親しみやすい雰囲気です。</li> <li>冬のツバキ その艶やかな彩りが、冬のまちなみに温かな色合いを添えてくれます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の鳥 該当なし</li> <li>・町の魚 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の鳥 該当なし</li> <li>・町の魚 該当なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の鳥 該当なし</li> <li>・町の魚 該当なし</li> </ul>
<p><b>【市民の歌】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「出雲賛歌～天土のつぼ」(平成13年制作。作詞大岡信、作曲鈴木輝昭)</li> <li>・新出雲市発足記念式典、新出雲市発足1周年記念式典、新庁舎開庁式、出雲市合併5周年記念功労表彰式など公の場において演奏されてきている。</li> </ul>		<p><b>【市民の歌】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと斐川のうた (平成12年11月3日制定)</li> <li>町の歌「未来と古代が響きあう」 愛唱歌「この町が好き」</li> </ul>	
		<p><b>【市民の歌】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の歌は出雲市の例により統一する。ただし、ふるさと斐川の歌(町の歌、愛唱歌)については、斐川地区の愛唱歌として伝承していく。</li> </ul>	

## 協議第 16 号

電算システムの取扱いについて、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会

会長 長 岡 秀 人

### 電算システムの取扱いについて

合併協定項目 23. 電算システムの取扱いは、次のとおりとする。

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、以下のような方針に基づき、統合するものとする。

- (1) 電算システムの取扱いについては、現行の情報資産（情報機器、データ量等）を最大限に有効活用するとともに、データ移行量を最小限にするため、出雲市のシステムをそのまま使用する。
- (2) 電算システムの統合にあたっては、安定稼動と経費を極力抑えるため、原則として新たな機能の追加及びシステムの導入は行わない。
- (3) 住民サービスに影響を及ぼすことのないように、合併時に統合しなければならぬシステムについては、早急に統合作業に着手する。

参考資料：別紙のとおり

## 電算システム統合について

### 1. 電算システム統合の必要性及びスケジュール

出雲市・斐川町では、それぞれの電算システムを稼動・運用しながら自治体業務を行っています。

電算システムには、住民生活に関わる重要な業務（住民基本台帳、税金、福祉、戸籍、地理情報等）と、行政運営の中核となる業務（財務会計、人事給与、庶務事務等）があり、合併時に業務処理、電算システムの統合がされていなければ、新市としての業務遂行が困難となり、住民サービスに大きな支障をきたすことは確実です。

よって、新市として自治体業務を行うには、住民サービスが低下しないように考慮しつつ、新市電算システムに斐川町の住民記録・戸籍・税情報・福祉情報・地理情報等データを移入しなければなりません。

特に、住民情報系システムは、銀行のオンラインシステム、口座振替システムなどに匹敵する重要な基幹業務システムであり、合併時、適切な電算システムの統合がなされていなければ社会的問題を引き起こすこととなります。

電算システム統合では、データ移行など膨大な作業量が発生するため、必要となるシステム構築期間を確保するため、できる限り早急に作業着手しなければなりません。

銀行の合併によって統合された電算システムにおいて、重大なシステム障害が発生し社会的問題に発展したことは記憶に新しいですが、そのシステム障害の原因は、余裕の無いシステム統合計画（不十分な開発期間）の中で、十分なシステムテストが行われないうまま本番稼動に突入したことにあります。

今回の電算システムの統合において、前提条件として「電算システムは、出雲市の電算システムに統合する。」こととした場合の電算統合期間は12月の期間が必要です。

<電算統合スケジュール>：添付資料

出雲市・斐川町合併に係る電算システム統合 全体スケジュール（案）

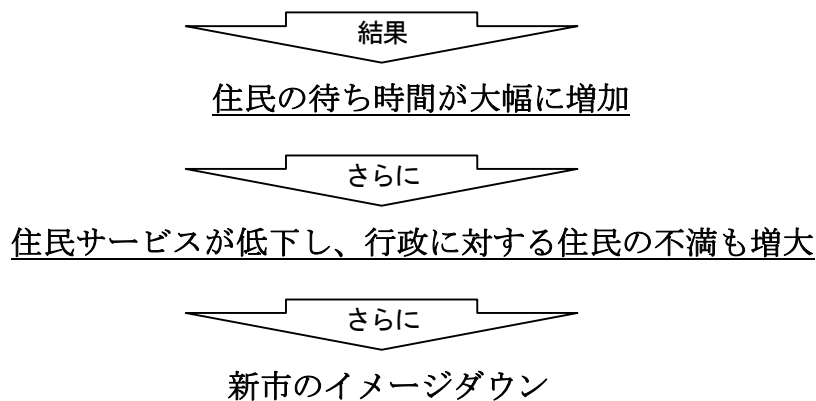
## 2. 合併時、システム統合がされていない場合の弊害

例) 旧斐川町の住民が本庁舎に行って、旧出雲市への転居届けを行った。

届出と同時に住民票の写しの請求申請も行った。(夫婦2人子供1人(未就学児童))

統合されている場合	統合されていない場合
① 住民が異動届を提出	① 住民が異動届を提出
② 職員は統合システムに転居異動を入力し、異動後の住民票の写しを発行。	② 職員は、転居前の住所が旧斐川町であることを確認し、斐川支所に住民異動届を FAX する。 ③ 斐川支所の庁舎では、受け取った異動届の転居前の住所に住民がいることを確認し、転出処理を行う。(旧斐川町のシステムから削除) ④ 斐川支所の職員は、転居者が子ども手当の給付対象であることを確認し、給付情報(口座等)をプリントアウトし、住民異動結果とともに、本庁舎宛に FAX する。 ⑤ 本庁舎の職員は、FAX 内容を確認し、新市のシステムに転入処理を行い、その後、異動事由を転居に変更する。この場合、前住所地の転居履歴も追加する。 ⑥ 市民課職員は子ども手当の受給資格を確認し、システムに登録すると共に、子育て支援課の職員へ口座等の登録を依頼する。 ⑦ 市民課職員は住民票の写しを発行する。
③ 住民は住民票の写しを受け取り手続き終了	⑧ 住民は住民票の写しを受け取り手続き終了。

以上のように、システム統合がされていない場合には、職員の事務手順が多くなり、かつ複雑になる。そのため、事務終了までに時間がかかり、職員の事務処理ミスを誘発しかねない。



上記の代表的なケースでわかるように、職員の事務処理効率は大幅に低下し、この他、複雑な手続きのケース(国民健康保険加入者の一部転居等)においては、住民の待ち時間が1時間以上におよぶことも想定される。

その結果、住民の不満を生み、自治体の信頼も低下するなど、新市の運営に大きな支障をきたすことになる。



### 3. 合併調印前に電算システム統合作業を事前着手する理由

合併の調印は、合併直前の4ヶ月から6ヶ月前に行われることが多いようですが、合併による電算システムの統合は、合併関係市町のどちらかの電算システムに各種手続き、様式を合わせることも、各種データ移行等に多くの時間を要するため、一般的には合併月の少なくとも1年前にはデータ統合仕様の検討（住民記録、税、福祉等）を始め、その後の統合作業に着手しております。

今回の出雲市と斐川町の合併において、出雲市のシステムに統合することとしても、出雲市のデータ仕様で斐川町から新市への移行データを作成する期間に6月、さらに斐川町からの移行データ提供後、出雲市のシステムにデータ移入し本稼働させるまでの期間に6月程度必要となります。

よって、データ統合仕様検討から、移行データ作成、データ統合、並行稼働、本稼働まで、少なくとも12月の期間が必要となるため、合併調印前に電算システム統合作業を事前着手する必要があります。

# 出雲市・斐川町合併に係る電算システム統合 全体スケジュール

## 【前提条件】

- ◆すべてのシステムについて出雲市の現行システムをそのまま使用することとし、合併独自対応のカスタマイズは行わないこととします。
- ◆現状分析・仕様検討（設計）の結果により、「合併期日まで」と「合併以降」にシステム対応する業務・範囲の優先順位をつけることとします。

業務		時期																	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13月	14月	15月	16月	17月	
1. 電算システム統合調査・基本計画策定		進捗管理 各業務の詳細仕様検討／進捗状況 評価等						進捗管理 進捗状況評価／データ移行支援／ 職員研修											
2. 電算ワーキング（電算統合準備）作業		データ統合作業 各システムデータ移行環境／仮稼働環境／データ移行作業環境／研修環境																	
3. 住民情報系	①戸籍システム	現状確認作業 導入調査作業		データ移行PG 作成 データ変換・ 作成			データ移行・検証			並行稼働			本稼働						
	②住民記録システム （住記・印鑑・国保資格・年金・後 期高齢・選挙・自動交付機等）	現状把握 仕様検討		データ移行用 プログラム作成			データ移行・検証			並行稼働			本稼働						
	③税務システム （住民税・固定資産税・法人住民 税・軽自動車税・国保賦課・家屋評 価・収納・口座・滞納整理等）	現状把握 仕様検討		データ移行用 プログラム作成			データ移行・検証			並行稼働			本稼働						
	④福祉システム （保育・子ども手当・児童扶養手 当・乳幼児医療・福祉医療・障がい 者福祉・介護保険・健康管理・生活 保護等）	現状把握 仕様検討		データ移行用 プログラム作成			データ移行・検証			並行稼働			本稼働						
4. 内部情報系	⑤グループウェア ⑥人事給与システム ⑦文書管理システム ⑧財務会計システム ⑨ホームページ管理システム	現状把握 仕様検討		システム改修 データ移行環境構築			テスト 環境構築		テスト 運用		本 番 環 境 構 築		本稼働						
5. 通信ネットワーク基盤整備 ①住民情報系ネットワーク （住基ネット用ネットワーク、 戸籍系ネットワーク 含） ②内部情報系ネットワーク （LGWAN 含）		ネットワークの要件調査・詳細設計・接続試験																	
		ネットワーク 接続										本稼働							



**協議第 17 号**

新市基本計画の基本方針について、次のとおり協議する。

平成 22 年 6 月 3 日

出雲市・斐川町合併協議会  
会長 長 岡 秀 人

新市基本計画の基本方針について

新市基本計画の基本方針について、別紙のとおり提出する。

## **まちづくりの基本方針（案）**

### **1. 計画策定の基本的な考え方と基本指針**

現在の出雲市を構成する旧2市4町と斐川町とは、旧合併特例法に基づく新市建設計画として、「21世紀出雲の國づくり計画」を作成してきました。旧2市4町は、この2市5町の計画をベースに、新市建設計画「21世紀出雲の國づくり計画」を策定し、合併後の出雲市は、これをもとに地方自治法第2条第4項に基づく基本構想である、出雲市の総合基本計画「21世紀出雲のグランドデザイン（平成17年度から平成26年度まで）」を策定しています。

そこで、今回策定する新市基本計画は、「21世紀出雲のグランドデザイン」をふまえ、斐川地域のまちづくり施策、新市の一体感を向上させるための施策、新市で一体となって新たに打ち合わせる施策などを加えて策定するものとします。

この計画の推進にあたっては、以下に掲げる「21世紀出雲の國づくり計画」の基本指針を継承し、市民と行政の連携・協働により、新市の一体的発展をめざします。

#### **【住民が主役のまちづくり】**

- 住民が政策決定に参画する開かれた行政システムを構築するとともに、住民と行政双方がそれぞれの役割と責任のもと協働のまちづくりを進めます。
- 情報公開と広報広聴機能の充実に努め、住民、行政、議会が一体となり公正かつ透明なまちづくりを進めます。
- 新市の自治行政と各地域住民の自治活動の一体的な推進を図ります。

#### **【地域特性が光るまちづくり】**

- 地域の伝統文化や諸活動を継承・発展させ、地域の特性と魅力が輝くまちづくりを進めます。
- 地域の共生と交流を促進し、多核的な結合と多面的な連携により、新市の総合力を最大限に発揮するネットワーク都市の形成を目指します。

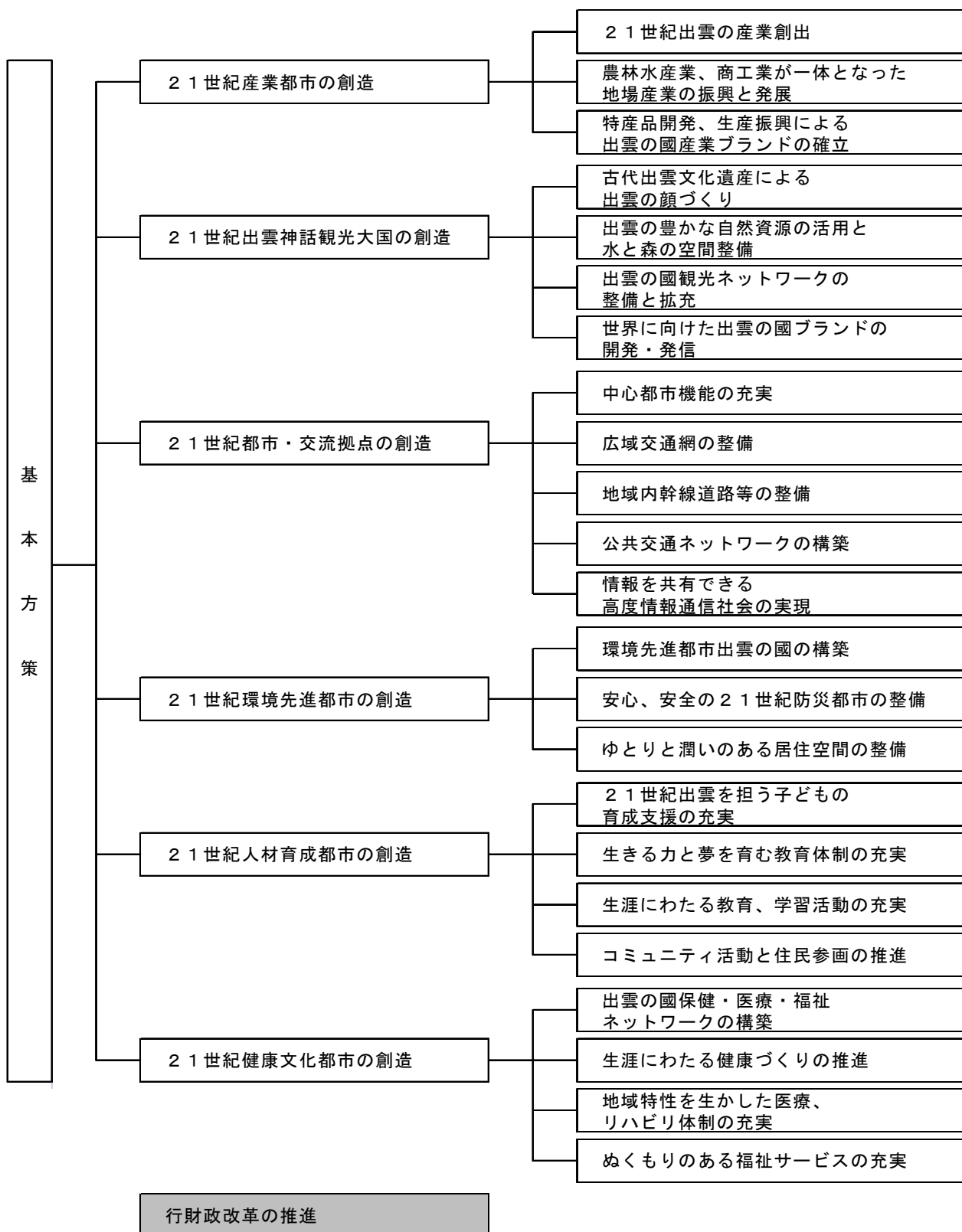
#### **【地方分権時代に対応するまちづくり】**

- 行政組織・事務のスリム化、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進めます。
- 多様化、高度化する行政需要に対応すべく、産業経済の発展によって財政基盤の強化を図りつつ、歳出全般にわたる削減と重点配分及び適正な受益と負担のもと行政サービス水準の確保に努めます。
- 地方分権時代に対応した自立する自治体づくりを目指し、自己決定・自己責任を基本に住民の意識改革を図り、住民と行政が一体となった行財政運営に努めます。

## 2. 新市の将来像

子どもたちや若者をはじめ、すべての市民が夢と希望を持てる「五つ星の出雲市」

## 3. 将来像実現のための基本方策





## 農業委員会を2以上置くことができる根拠法令

### ◎農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4～6《略》

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

### ◎農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。



## ■合併協議会だより（vol. 1）の発行について

1. 発行日 平成22年5月20日
2. 発行仕様 原則月1回発行（毎月20日頃）  
発行部数：51,000部  
配布方法：両市町の広報に合わせて配布

## ■合併協議会ホームページの開設について

1. 開設日 平成22年5月20日
2. URL（ホームページのアドレス）  
<http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>
3. 内容 別紙トップページのとおり

トップページ

合併協議会の紹介

協議会だより

合併市町村基本計画

会議開催状況

協定項目と進捗状況

関連リンク



出雲市ホームページ



斐川町ホームページ



総務省市町村合併資料集



島根県 市町村合併情報

お問い合わせ

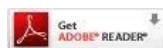
出雲市・斐川町合併協議会事務局

〒693-8530  
 島根県出雲市今市町70番地  
 (出雲市役所301会議室)  
 TEL: (0853) 21-6278(直通)  
 FAX: (0853) 21-6397



## 新着情報 What's New

- ▶ 平成22年5月20日 [今後の協議会開催予定を掲載しました。](#)
- ▶ 平成22年5月20日 [出雲市・斐川町合併協議会ホームページを公開しました。](#)
- ▶ 平成22年5月14日 [第1回 出雲市・斐川町合併協議会を開催しました。](#)
- ▶ 平成22年5月1日 [出雲市・斐川町合併協議会を設置しました。](#)



PDF形式でダウンロードされるデータをご覧になるためには、[Acrobat Reader](#) が必要です。Acrobat Readerはアドビシステムズ社より無償で配布されています。パソコンにインストールされていない方は左のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。